

平成24年11月宮崎県定例県議会

文教警察企業常任委員会会議録

平成24年12月4日～5日

場 所 第3委員会室

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 西村 賢

平成24年12月4日(火曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成24年度宮崎県一般会計補正
予算(第2号)
- 議案第24号 宮崎県暴力団排除条例の一部を
改正する条例
- 議案第25号 宮崎県高齢者・障がい者等の移
動等の円滑化の促進に係る信号
機等に関する基準を定めた条例

報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- 請願第26号 小・中・高の30人以下学級等の
実現、義務教育費国庫負担制度
の拡充・復元について、国に意
見書の提出を求める請願
- 請願第27号 学級編制基準・学級編制基準日
の改善、高校の納付金の軽減、
学校の耐震化、安全・安心の給
食を求める請願
- 請願第28号 全国一斉学力調査の廃止と教員
免許更新制度の廃止について、
国に意見書の提出を求める請願
- 請願第29号 ゆとりをもって子どもとふれあ
えるよう、教職員の増加を求め
るとともに、障害の多様化に応
じた手厚い人員配置を求める請
願
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経
営に関する調査
- その他報告事項
- ・ストーカー事案及び配偶者暴力事案の現状と
対策について

- ・平成24年度各事業の上半期の状況について
- ・緑のダム造成事業記念植樹祭について
- ・企業局施設見学ツアー(工業用水道施設)に
ついて
- ・県立高校生の就職状況について
- ・「みやざき特別支援教育推進プラン」(案)に
ついて
- ・「教職員の資質向上実行プラン」(素案)につ
いて
- ・東日本大震災復興支援 第67回国民体育大会
の結果について

出席委員(7人)

委 員 長	西 村 賢
副 委 員 長	清 山 知 憲
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	外 山 衛
委 員	太 田 清 海
委 員	新 見 昌 安

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	加 藤 達 也
警 務 部 長	久 米 一 郎
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	宮 下 貴 次
生 活 安 全 部 長	深 田 周 作
刑 事 部 長	横 山 登
交 通 部 長	上 久 保 岩 男
警 備 部 長	日 高 昭 二
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	中 原 淳 一
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	山 内 敏

生活安全部参事官兼
地域課長
総務課長
会計課長
少年課長
交通規制課長
運転免許課長

鍋島清三
金井嘉郁
草留勉
時任和博
上米良秀雄
坂元正宏

人権同和教育室長 花岡道義

事務局職員出席者

政策調査課副主幹 牧浩一
議事課主任主事 田代篤生

企業局

企業局長
副局長
技監
総務課長
経営企画監
工務課長
開発企画監
電気課長
施設管理課長
総合制御課長

濱砂公一
佐藤健司
相葉利晴
緒方俊
新穂伸一
本田博
喜田勝彦
白ヶ澤宗一
山下雄一
田村秀秋

西村委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

西村委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、本部長の説明を求めます。

加藤警察本部長 おはようございます。警察本部でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

西村委員長を初め委員の皆様には、平素から警察業務全般にわたりまして、深い御理解、御支援を賜っておりますことに、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、師走を迎えまして、金融機関等を対象とした強盗事件や各種事件・事故の発生が懸念されるところであります。警察といたしましては、県民の皆様が安心して新年を迎えられますよう、警察職員一丸となって、年末特別警戒や初日の出暴走族対策等を実施してまいりたいと

教育委員会

教育長
教育次長
(総括)
教育次長
(教育政策担当)
教育次長
(教育振興担当)
総務課長
財務福利課長
学校政策課長
学校支援監
特別支援教育室長
教職員課長
生涯学習課長
スポーツ振興課長
文化財課長

飛田洋
高原みゆき
長濱美津哉
山本真司
梅原裕二
入倉俊一
西立野康弘
今村卓也
武富志郎
川畠達朗
津曲睦己
田村司
田方浩二

考えております。引き続き、委員の皆様の御理解、御支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、提出議案として、宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例、宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例につきまして御審議いただくとともに、報告として、損害賠償額を定めたことについて6件、また、その他の報告といたしまして、ストーカー事案及び配偶者暴力事案の現状と対策につきまして、それぞれ関係部長から説明・報告させますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

西村委員長 本部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

横山刑事部長 それでは、平成24年11月定例県議会提出議案の議案第24号、若干厚目の議案書であります。第1号から第30号という括弧書きがございますけれども、この議案書の161ページをお開きいただきたいと思っております。

改正の理由につきましては、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、いわゆる「暴対法」につきまして、市民に対する危害を防止する規定の新設、適格団体による民事請求制度の新設、罰則の引き上げ等の一部改正が行われ、一部を除きまして、平成24年10月30日に施行されたところであります。

暴対法の改正に伴いまして、法の規定に条ずれが生じたことから、宮崎県暴力団排除条例につきましても、議案書のとおり、所要の改正が必要となったものでございます。

なお、この法改正に伴う条例の施行日につきましては、条例公布の日を予定しているところであります。

私からの説明は以上でございます。

上久保交通部長 それでは、議案第25号「宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例」の制定について説明いたします。

お手元の平成24年度11月定例県議会提出議案の163ページをお開きください。

本条例は、4条から構成するものでございます。具体的な内容につきましては、お手元に文教警察企業常任委員会資料の1の「宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例について」という資料を配付しておりますけれども、これとあわせて説明を申し上げたいと思っております。

まず初めに、1の条例制定の理由についてであります。

高齢者、障がい者等の移動等の安全確保のため、これまでは、いわゆる「バリアフリー法」、つまり「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、高齢者等が利用する主な駅、官公庁、商業施設が複数存在する重点整備地区内に設置する信号機、道路標識及び道路標示につきましては、国の基準であります国家公安委員会規則に従って整備してまいりました。

ところが、昨年8月に、地方自治体に対する国の法令による義務づけ、枠づけの見直しと、条例制定権の拡大等を目的とした「第2次一括法」、つまり「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定され、これに伴い、いわゆる「バリアフリー法」も改正され、重点整備地区内に設置する信号機、道路標識及び道路標示に関する基準については条例で定めることと改正されたことから、このたび本条例を制定す

ることとしたものでございます。

まず、この重点整備地区についてでございますけれども、市町村が定めることとなっており、現在、本県内では、宮崎市が2カ所を定めております。

この重点整備地区につきましては、資料1の2枚目に重点整備地区の資料を添付しておりますけれども、これをごらんいただきたいと思っております。

上のほうが、JR宮崎駅周辺・中心市街地地区でございます。JR宮崎駅周辺、デパート前交差点周辺の商業拠点、そして県庁、宮崎市役所周辺の行政拠点を含む区域になります。

その下が、宮交シティ・JR南宮崎駅周辺地区で、JR南宮崎駅前及び宮交シティ周辺の商業拠点を含む区域となります。

では、もとのページに戻っていただきまして、資料1の1枚目でございますけれども、続きまして、2の条例の概要についてでございます。

この条例は、初めに申しましたとおり、4つの条文から成っております。

第1条は、いわゆるバリアフリー法の規定に基づいて、重点整備地区に設置する信号機等の基準を定めるという条例の趣旨を定めております。

第2条から第4条までは、信号機、道路標識及び道路標示の基準について定めております。これにつきましては、資料の3枚目に「信号機、道路標識及び道路標示の設置基準等」と題した資料をつけておりますけれども、この資料に基づいて説明いたします。

まず、第2条は、「信号機に関する基準」について定めており、これには、歩行者用信号の基準と交通整理の方式の設置基準の2点がございます。

初めに、歩行者用信号の設置基準は、さらに3つに分類されており、そのいずれかに該当すればよいということになります。一番上の設置基準は、要するに、歩行者用信号機に音響装置機能が付加されたものという意味で、設置例としては、その右側の写真の視覚障がい者用信号機になります。これは、歩行者用灯器が青色になりますと、スピーカーで「ピヨピヨ」「カッコー」といった音を出して歩行者を誘導するものであります。

続きまして、2番目の設置基準は、歩行者用信号機に青時間延長機能が付加されたものという意味で、設置例としては、その右側の写真の歩行者横断時間延長押しボタンになります。これは、延長用のボタンを押しますと、通常よりも4秒から5秒程度長くなるというものでございます。

そして、3番目の設置基準は、青時間表示機能が付加されたものという意味で、設置例としては、その右側の写真の経過時間表示機能つき歩行者灯器になります。これは、歩行者用灯器の青時間がわかるように、灯器の両端に残り時間を表示する目盛りがついているものでございます。

続きまして、信号機の基準の2点目は、要するに、交通整理の方式がいわゆる歩車分離式であることとしております。これは、歩行者と車両の通行を時間的に分離して、高齢者や障がい者等の横断時の安全を確保するもので、県庁東交差点などに設置しているものでございます。

まとめますと、重点整備地区に設置する信号機は、3つの基準のいずれかに該当する歩行者用信号機を設置するか、もしくは、信号機そのものの交通整理方式を歩車分離式にするかというものであります。

次に、第3条は、高齢者及び障がい者等が道路を横断する際、その通行の安全を確保する「道路標識の基準」について定めており、反射材料を用いた道路標識または夜間照明装置を施した道路標識とすることとしております。

具体例としましては、2の道路標識に関する基準の右側の写真をごらんいただきたいと思いますけれども、これは、夜間照明装置を施した道路標識の例で、オーバーハング式の横断歩道標識の下にライトがついており、夜間、横断歩道を渡る歩行者等を照らすことができるようになっております。

次に、第4条は、高齢者や障がい者等が道路を横断する際に、その通行の安全を確保する「道路標示の基準」について定めており、反射材料等を用いた道路標示とするか、または横断歩道には点字ブロック等を施すということになっております。

具体例といたしましては、3の道路標示に関する基準の右側の写真のとおり、上の段の写真が反射材料を用いた道路標示の例であります。高輝度、つまり光の輝きが非常に強い標示材料が使用された横断歩道でございます。下の段は、点字ブロック等を施した横断歩道で、通称エスコートゾーンというものであります。

以上が、信号機、道路標識及び道路標示の基準であります。この条例が適用される区域は、先ほど説明いたしました宮崎市内の2つの重点整備地区内及び今後県内で新たに重点整備地区が定められた場合はその区域内であり、それらの区域内で、新たに信号機や道路標識等の設置、さらには更新補修を行う場合に、この条例の基準が適用されることとなります。

最後に、本条例の施行期日につきましては、附則で公布の日としております。以上でございます。

ます。

西村委員長 議案に関する執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

太田委員 高齢者、障がい者の移動の関係の条例ですけど、今説明があったように、重点整備地区、今現在は2カ所ということで、これは市町村が定めるということではありますが、今後、うちにこういうところもあるから地区として整備したいがというときの何か基準みたいなものがあるんですかね。人口とか、勝手にふやすことはならんだろうし、その辺の基準とかがあれば。

上久保交通部長 この重点整備地区については、一つは大きな駅ということで、例えば、先ほどの2地区には宮崎駅と南駅がありますけれども、1日の乗降客が3,000人以上とかいうことで定めがなされておまして、これは先ほど説明したとおり、市町村が定めることとなっております。しかし、県内にも高齢者、障がい者がおられますので、警察としては、それ以外の地区についても、この基準の信号機をそれぞれ設置、今もしておりますし、今後もあるところには設置していきたいと考えております。

太田委員 そういう駅とか大きな商店ということであれば、そんなになかなかとは思わずよね、そういうのは。ただ、今言われたことでいえば、そういう重点整備地区ではないけれども、県警のほうで、そういう高齢者に優しいような信号機なんかをつけているところはあるよというような意味なんですね。

上久保交通部長 そのとおりでございます。この整備地区以外でも、例えば、運動公園等にはやはり高齢者、障がい者等多数の方が見えますので、そういうところにもつけております。現実に、これ以外のところにも相当つけており

ます。

太田委員 くどいようですが、わかりました。いわゆる県警のほうの善意でつけてくれているような感じがするものですから、ただ、一つ確認したいのは、重点整備地区に規定された場合と、今言われたように、県警のほうの判断で「ここはつけたほうがいいよね」といってそういう信号機なんかをつけた場合、重点整備地区の場合は、財政的に支援があるんだよ、国の制度として使えるんだよと、ただ、ちょっと善意で県警が判断して「ここはつけたほうがいいが」とつけた場合は、県の全て持ち出しかどうか、そういう何か財政的な違いとかはあるんですかね。

上久保交通部長 その点はございません。

横田委員 今説明があった信号機とか標識・標示、結構目につくんですけど、重点整備地区内の信号機とかこういう標識とか、全部これにかえていくということなんでしょうか。

上久保交通部長 この法律が、重点整備地区については、この設置基準に適合する信号機をつけなさいという規定でございますので、そのとおりでございます。

横田委員 かなりの件数になるんでしょうかね。これから設置する件数。

上久保交通部長 現在の2点の重点地区についても、既存の信号機等はあるんですけども、今後、更新補修する場合は、この機械にしていくなきゃいけないでございます。

清山副委員長 2つ質問なんですけれども、1つは、第2次一括法を受けて、各都道府県の条例で都道府県なりの独自の基準で定められるようになったという趣旨だと理解しているんですが、それで、従来の国の示している基準と今回宮崎県警察本部が出されている議案の基準と

違うところはあるんですか。それとも、従来とほぼ同じなんでしょうか。

上久保交通部長 この基準は、今まで国家公安委員会規則ということで、全国ほぼ同じ基準でやってきました。今回、条例にこの基準を定めるんですけれども、その国家公安委員会規則、これをほぼ同じ基準ということでしております。

清山副委員長 第2次一括法を受けて、それぞれの地域の事情に応じて独自の基準を考えてもいいですよということなので、今後、それぞれの重点地区でさまざまな交通における事情があったら、柔軟にそこは条例において改正を重ねていただきたいなと思うところと、あと、今までもこの重点地区2カ所においては、国が定めている基準によって、つまり、ここにきょう御説明があった基準そのものだと思うんですけど、信号機や道路標識を設置しなさいということだったんですよ。だから、今回からしなければならぬというふうになったわけではないんですよ。その確認なんです。

上久保交通部長 これまでは、主務官庁が定める基準に従ってしなさいということになっておりましたけれども、今回のバリアフリー法を見ますと、信号機等の設置につきましては、主務省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定める基準に適合するよという規定になったものですから、そういうことで、今回お願いしたところでございます。

清山副委員長 確認したかったのは、従来もこれからも、とりあえずこの基準で設置することというのは変わりはないんですよ。

上久保交通部長 そのとおりです。

太田委員 勉強のためであります、信号機、それから道路標識、道路標示、3つあるわけですが、私が交通違反を起こしたときに、罰金を

取られますよね。あれは何か一回国に行って、そして各都道府県にそれが割り振られてという制度であろうかと思いますが、原資は、この3つは、そこから出ることになるんですかね。それとも、これはどこですかね。

上久保交通部長 交通違反によって、通常、反則行為ということで反則金を払いますけど、これは国庫に入ります。これが原資になりまして、特別交付金として自治体に配分されます。ちょっと資料は手元にありませんけれども、金額は大体年間8億円前後だろうと。これにつきましては、交通安全施設事業にという用途が定められております。この交通標識等の規制関係については、県の予算で要求して実施しているところでございますが、納めた分がそのまま行くかということ、ちょっとそこは違うということでございます。

新見委員 ちょっと確認なんですけど、先ほど重点整備地区内の信号機については、今後、更新するときこの基準にのっとってかえるというお話でしたが、道路標示等も同じ考えなのか。それとも、それから外れて早目にやるとか、そういうことはないんですかね、標示のほう。

上久保交通部長 今回ののは、信号機、標識、標示、3点でございますが、標示についても、この基準に従って、重点地区については更新になっていきますけど、指定になったときには、新たにこれをつけていくこととなります。

蓬原委員 結果として、法律で基本の部分があって、市町村で独自性を出せば地域主権ですかね、そういう発想からきているということなんですけど、結果的に国家公安の基準に準ずるものになったんだろうと思うわけですけど、その個性を出せる範囲というのは、もし宮崎県らしい信号機をつけるとすれば、どこまでできるん

ですかね。というのは、これはある意味、結果的には国の基準に従うわけでしょう。そのはみ出す範囲というのは非常に少ないわけだから、条例を各県つくらなくても、法律でそこまで縛っておけば、無駄な作業をしなくてよかったんじゃないか、そういう気もするわけですよ。各県、47都道府県あるわけですから、そこにちょっと疑問を感じるんです。これで物すごく宮崎県らしい信号機をつけられるとか、思い切ったデザインだとかなら別だけど、どうなのかなというちょっと疑問符がつくんですけど、感想ってどうですか。

上久保交通部長 委員の言うとおりに思いますけれども、こういう信号機というのは、つくるメーカーが限られておって、全国ほぼ同じような規格になっていくのかなとは考えております。独自性を出せるような信号機の格好とかは思いますけれども、そういうメーカー等がそういうことで.....。

蓬原委員 結構です。そうだと思います。以上です。

西村委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 ないようでしたら、次に、報告事項に関する説明を求めます。

久米警務部長 平成24年11月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて御説明いたします。

今回御報告する事案は6件あります。

1件は押収車両搬送時の交通事故で、残り5件は県有車両による交通事故であります。

これらは、お手元の平成24年11月定例県議会提出報告書の3ページ 横長になりますの上から4番目と、次のページ、4ページの上から2番目から6番目までの事案でございます。

まず、3ページの4番目の事案ではありますが、これは、宮崎北警察署の警察官が、交通事故現場において押収した大型貨物自動車を運転して、宮崎北警察署に搬送した際、安全確認を怠ったため、同署玄関先のロータリーに、車両後部バンパーを接触させた事故であります。

この事故については、当該車両の所有者である相手方運送会社に対し、車両の修理費用として18万6,060円を県費で損害賠償したものであります。

4ページの2番目の事案は、本部警備第一課の警察官が、公用の普通乗用車を運転中、道路左側の駐車場に進入する際、ハンドル操作等を誤ったため、同所に設置されていた立て看板と照明灯に衝突させた事故であります。

この事故については、相手方である駐車場所所有会社に対して、立て看板と照明灯の修理費用として47万2,500円を県警が加入する公用車の任意保険で損害賠償したものであります。

4ページの3番目の事案は、ただいま説明いたしました事故で照明灯が傾斜していたことにより、その事情を知らない駐車場利用者である相手方が、自家用車を駐車する際に、車両後部を照明灯に接触させたことで損害が発生したものであり、相手方車両の修理費用として1万5,953円を同じく県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

この事故自体は、当該警察官の事故を直接の原因とするものではありませんが、相手方の事故発生と因果関係が認められたため、損害賠償したものであります。

4ページの4番目の事案は、宮崎南警察署の警察官が、公用の自動二輪車を運転して、事故発生現場の交差点を直進しようとした際、対向車線を進行してきた相手方車両の運転者が前方

の安全不確認のまま突然右折してきたことから、当該警察官が衝突を避けるため急ブレーキをかけたものの転倒し、そのまま滑走し、相手方車両に接触した事故であります。

この事故については、警察官の過失が15%、相手方運転者の過失が85%とされ、相手方車両の修理費用として6,146円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

なお、相手方の加入する任意保険から県警に対し、修理費用として6万9,579円が支払われております。

4ページの5番目の事案は、西都警察署の警察官が、相手方敷地内に駐車していた交通事故捜査用自動車を後退発進した際、後方の安全確認を怠ったため、相手方所有の牛舎屋根に車両附属の赤色灯ライトを接触させ、瓦を損傷した事故であります。

この事故については、相手方に対し、屋根瓦の修理費用として7万5,000円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

4ページの6番目の事案は、西都警察署の警察官が、公用の自動二輪車を運転中、発生現場において停車した際、そのまま倒れかかったことで、停車中の相手方車両に接触した事故であります。

この事故については、相手方車両の修理費用として9万6,100円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。以上であります。

西村委員長 報告事項に関する説明が終わりました。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 ないようですので、それでは、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

深田生活安全部長 それでは、「ストーカー事

案及び配偶者暴力事案の現状と対策」について御説明いたします。

御案内のとおり、ストーカー事案などの男女間の暴力を伴うトラブルは、最悪の場合、殺人などの悲惨な事件に発展するおそれがあることから、全国警察を挙げて、被害者の保護を第一に、迅速かつ的確に組織的な対応を実施しているところであります。

お手元の資料2の説明の前に、ストーカー事案と配偶者暴力事案とはどのようなものか、法律の内容などについて概要を御説明いたします。

まず、「ストーカー事案」についてであります。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、通称ストーカー規制法は、議員立法により平成12年11月24日から施行されました。

ストーカー行為とは、同一の者に対して、つきまといなどを反復することをいいます。

つきまとい等とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情、それから、その好意の感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、1つ、つきまとい・待ち伏せ・押しかけ、2つ、監視していると告げる行為、3つ、面会・交際の要求、4つ、乱暴な言動、5つ、無言電話・連続した電話・ファクシミリ、6つ、汚物などの送付、7つ、名誉を傷つける、8つ、性的羞恥心の侵害、この8類型のいずれかに該当する行為をすることをいいます。

ストーカー行為を受けている被害者から告訴があれば、強制捜査が可能であり、告訴がなくても警告の申し出があれば、ストーカー規制法に基づき、つきまとい等を繰り返してはならないことを文書により警告することができます。

また、行為者が警告を受けたにもかかわらず、ストーカー行為を続けた場合には、公安委員会

から、さらに反復して当該行為をしてはならないことを命じる禁止命令が発せられます。

ストーカー行為をした者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられ、禁止命令に違反してストーカー行為をした者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることになっております。

次に、「配偶者暴力事案」についてであります。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、いわゆる配偶者暴力防止法でありますけれども、これは平成13年10月13日から施行されました。

DVとは、ドメスティック・バイオレンスの略であり、一般的には、夫婦や恋人など密接な男女の関係にある者からの暴力を意味しており、広い意味で用いられていますが、警察では、法律に基づいて、配偶者からの暴力のみを対象といたしております。

配偶者暴力防止法にいう配偶者とは、婚姻関係にある配偶者をいい、事実上の婚姻関係にある者も含み、当然外国人にも法の適用がございました。

また、離婚した夫婦であっても、離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受けるおそれがある場合には、法の対象となりますが、離婚後に暴力を受けた場合は、この法律の対象外となります。

なお、未婚のカップルの中で起こる暴力はデートDVと呼ばれていますが、このデートDVは、法の適用対象ではございません。

配偶者暴力防止法では、身体に対する暴力はもちろん、脅迫を受け身体等に重大な危害を受けるおそれが大きい場合に、被害者からの申し立てにより、地方裁判所から相手方に保護命令が発せられます。

この保護命令には、接近禁止命令、退去命令、そして電話等禁止命令の3種類がございます。

接近禁止命令とは、6カ月間、被害者の身辺につきまったり、被害者の住居や勤務先などの付近を徘徊することを禁止する命令で、同居する子供や危害が及ぶことが予想される被害者の親族に対して接近を禁止する命令も、あわせて申し立てすることができます。

退去命令とは、被害者が同居する住居から引越す準備等のために、加害者に対して2カ月間家から出て行くことを命じ、かつ同期間中、その家の付近を徘徊することを禁止する命令です。

電話等禁止命令とは、6カ月間、被害者に対して面会の要求や電話・ファクス送信、メール送信などの迷惑行為を禁止する命令であります。

保護命令を発令した地方裁判所は、直ちに申立人の住居地を管轄する警察本部に保護命令の発令を連絡します。連絡を受けた警察本部は、被害者の居住する管轄警察署に連絡して保護対策をとるとともに、違反があれば、事案の性質上、強制捜査で臨むこととしております。この保護命令違反には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。

それでは、県内の状況について、お手元の資料2により御説明いたします。資料2をごらんください。

まず、その中の資料の1でございますけれども、ストーカー事案及び配偶者暴力事案の現状の(1)ストーカー事案についてでございます。

ストーカー事案の相談は、平成13年の相談件数292件が過去最多の相談件数であります。これは、ストーカー規制法が前年に施行された影響が大きいものと思われま

す。平成19年以降の相談件数や文書警告件数等は、

同表のとおりでありまして、平成23年中の相談件数は152件で、前年より38件減少しておりますが、本年10月末現在におきましては177件と、平成23年同期比49件の増加という状態になっております。

また、文書警告につきましても、10月末現在で26件と、昨年同期比で17件増加しております。ただし、禁止命令はございません。

規制法検挙とは、ストーカー規制法による検挙件数で、他法令検挙とは、傷害、脅迫、住居侵入、器物損壊等のストーカー規制法以外の刑法等で規定する罪名での検挙のことです。

また、表にはございませんけれども、本年10月末現在の被害者と加害者の関係を見てみますと、交際相手、これは元の交際相手を含みますけれども、交際相手がほぼ半数の88件を占めており、次に多いのが、知人・職場関係者の42件であり、両方で約74%を占めております。

同様に、被害者の年代につきましては、20代から40代までが全体の70%以上を占めており、その人数は、20代、30代、40代の順となっております。

加害者も、30代、40代の順でちょうど半数を占めており、この年代におけるストーカー事案が多いというのが実情であります。

ただ、数字的には少ないものの、被害者、加害者ともに、10代から70代までの幅広い年代が関係しているのが実情でございます。

次に、(2)配偶者暴力事案について御説明いたします。

配偶者暴力事案に関する平成19年以降の相談件数や保護命令発令件数等は同表のとおりでありまして、平成23年中の相談件数は268件であり、前年比で32件減少してございましたものの、本年は10月末現在で既に318件と、前年同期と比較

し102件の大幅な増加となっております。

これは、既に、過去最多であった平成22年の相談件数を上回っており、指導警告や防犯指導、他法令検挙、いずれも統計をとり始めて最多の件数となっております。

また、保護命令の発令件数と保護命令違反検挙件数も、過去最多の状態です。

原因の一つとしては、「配偶者暴力は犯罪である」との認識が県民に浸透してきたからではないかと考えられます。

これも表にはありませんが、本年10月末現在では、相談者と加害者の関係につきましては、婚姻関係にある者が318件中247件で全体の83%を占めております。相談自体も女性からの相談がほとんどで、男性からの相談は、本年は2件だけとなっております。

また、相談者と加害者の年代別につきましては、いずれも30代が最も多く33%を占めておりますが、その他の年代では大差なく、ストーカース事案と同じく、10代から70代の幅広い年代が関係しております。

続きまして、ストーカース事案及び配偶者暴力事案に対する対策について御説明いたします。

第1は、事案対応能力の強化であります。

この種事案につきましては、不測の事態を招くことがないように、積極的かつ迅速・的確に対応することが求められることから、本年3月9日付で本部長通達を発出し、全ての警察職員に対し、危機意識の醸成と迅速かつ的確な組織的対応及び指導教養の徹底について周知を図っております。

また、県下全警察署には、情報の共有と部門間の連携を強化するため、警察署長を長とするストーカース・配偶者暴力対策委員会を設置し、個別の事案に応じて被害者保護のためにとり得

る対策と積極的な事件化を組織的に推進しているところであります。

第2は、関係機関との連携であります。

警察では、ストーカース事案及び配偶者暴力事案の被害者保護のため、関係機関・団体と平素から情報交換を行うなどして連携を強化しているところであります。

特に、配偶者暴力相談支援センターであります宮崎県女性相談所とは、逃げ場を失った被害者の一時保護に関して、休日、夜間を問わず、相互に緊密な連絡を取り合っておりしております。

また、国、地方公共団体の関係機関とNPO法人、民間団体で組織されております「DV被害者保護支援ネットワーク会議」に参加いたしまして、早期に安全な被害者保護ができるように、これらの機関・団体との意思疎通を図っているところであります。

さらには、地方裁判所民事部、女性相談所、そして警察本部生活安全企画課ストーカース・DV対策係の3者で、配偶者からの暴力に関する保護命令事件の適正な運営を図るため、定期的に会議を開催し、連携の強化を図っております。

第3は、被害者保護の徹底であります。

まず、ストーカース、配偶者暴力の被害者から援助の申し出を受けて、被害者みずから被害を防止するための措置の教示や関係行政機関と緊密な連携をとって、必要な援助を実施しております。

具体的には、女性相談所等への避難措置、住民基本台帳閲覧制限に関する支援、110番緊急通報登録、監視警戒用防犯カメラの取り付け、被害者方等のパトロール、緊急時の110番通報等の防犯指導、携帯電話の着信拒否方法の教示や防犯ブザー・携帯電話機の貸し出し等の警察とし

てでき得る限りの措置を積極的に実施して、被害者保護の徹底を図っておるところでございます。

さらに、ストーカー規制法による文書警告や禁止命令、配偶者暴力防止法に基づく保護命令など、被害者保護のための制度を有効に活用するとともに、悪質性の高い事案や反復のおそれのある事案につきましては、強制捜査で臨むなど、被害者保護の徹底を図っているところであります。

ストーカー事案、配偶者暴力事案は、これまで説明いたしましたとおり、増加傾向が顕著であります。今後とも、全職員が警察は人の命を守る最後のとりでであるという強い気概を持ち、総合力を発揮して迅速かつ的確に各種対策を推進し、被害者保護に万全を期してまいり所存でありますので、委員の皆様のごさらなる御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

西村委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終わりました。質疑はございませんか。

太田委員 このストーカーとか配偶者暴力というのは、警察のほうでも大変神経を使うことだろうと思うんですね。それで、ほかの新聞沙汰にもちょっとなりましたけど、うっかり女性の転居先といいますか、保護しているところを、思わずじゃないけど、相手方に何かのことで言ってしまったというような事件がありましたよね。相手方に漏らしちゃったというような、そういうあってはならないことなんですけど、そういうことは、宮崎県警のほうでは、もちろんないとは思いますが、その辺、徹底されているかどうか。思わず言ってしまったということもあるのかなと思って、そういうのはなくさな

いかんものですから、その辺のちょっと考え方を伺いたいと思います。

深田生活安全部長 今、委員御指摘の件は、他県で確かにあったということで報道されておるとおりでございます。本県におきましては、過去そのような事例は1件もございませんので、御安心ください。宮崎県におきましては、このDV、そしてストーカー等々につきましては、平成16年から本部の生活安全企画課で一括管理しており、相談管理システムというのがございます。これに全て入力いたしておきまして、そういうような届け出等々がございましたときには、一括管理しておりますので、すぐに過去にそういうことがあったかどうかというのはわかるようなシステムになっております。また、先ほどおっしゃいましたような、そういうような申し立て等々の関係、これも先ほど説明しましたように、関係各機関ともろもろ連絡をとって、そのような間違いのないように 例えば、申し立てに必要な書類等の中にも、相手方に知られたくないことが記載されていないかくれぐれも御注意くださいとか、もろもろ注意書き等がございます。今、委員御心配のようなことがないように、今後ともしっかり努めてまいりたい、このように考えております。

太田委員 こういった事例が数字的にはふえていますけど、ふえていることが悪いとかいいとかいうことじゃなくて、逆に言えば、ふえているということは、きちっと対応しているんだよという意味で解釈したほうがいいんじゃないかなと思うんです。それで、こういった人たちの性格、非常に執着癖があるとか何か子供っぽいとか、本当に大人になり切れていないような感じの人たちが今からだんだん出てくる可能性が多くなるんじゃないかと思って、そういう意

味では、その人たちの幼年期時代とか家庭環境とか、あんなのを本当に健全に学んでいくということができなかった社会になっちゃったのかなと思うんです。警察から見たら、何でこんなことまでせないかんちゃろうかというような、何かばからしいように思うでしょう、こんな仕事は、という思いがあるものですから。恐らく県警の皆さんも、学校の先生と同じように、いい教材をいっぱい見られるんじゃないかなと、いわゆる人間はどう生きたらいいのかなとかいうこと等を体験することが多いんじゃないかなと。そういう意味では、世の中に、こういう人間になってはいかんよとか、こういう家庭を築いてはいかんよということを、何か警鐘を鳴らしてくださるような事例をいっぱい持っておられるんじゃないかと思うと、何か学校の先生に警察官の方もなってもいいような体験をいっぱいされているような気がして、その辺も世の中に少し還元してもらいたいんですけどね。こういうことになったら悪くなるよとか、子供の教育はこういうものだよということを、何か警察のほうからも学校の先生みたいなメッセージを送ることのできる職種じゃないかなと思ったところです。何かコメントがあれば。

深田生活安全部長 確かに貴重な御意見をありがとうございました。学校への意見ということでございますけれども、いろいろと学校との意見交換会等々もございますので、個人のプライバシーに配慮しつつ、必要な事案等がありましたら、参考になるような事案がありましたら、先ほど言いましたように、プライバシーに配慮しながら、いろいろそういう会議等で御紹介するなどしながら活用していただけるように持っていけたらと考えています。

太田委員 人間、もっとあっさりとなれとい

うような、何かそういう生き方をメッセージでも発せられるといいかなという感じはしますけどね。わかりました。

西村委員長 ほかにないでしょうか。なければ私から1点いいですか。今、ストーカー事案とか配偶者暴力事案、前年対比で非常に伸びているんですけども、例えば何月に多いとか、そういう季節的な変調というものがあるのかというのを伺いたいのと、あとは暴力のほうですけども、その状況、例えば飲酒で飲んだくれているときにやってしまうのが多いのであれば、多少そこにブレーキをかけられる効力のようなものができないかなと思うんですが、その2点を教えていただきたいと思います。

深田生活安全部長 まず1点目でございますけれども、季節的なものというものについては、特段の差というのはございません。2点目でございますけれども、確かに今、委員長御質問のとおり、飲酒をしての暴行というものもございましてけれども、単なる夫婦げんかに端を発してそのまま手が出るというようなこと等々で、飲酒だけが原因ということでもないようでございます。

西村委員長 わかりました。ありがとうございます。ただ、何か季節の変わり目にちょっと多くなるとか、そういうイメージがあって、申しわけないんですけど、季節柄があるのかなと。

蓬原委員 これは被害者からの告訴なり申し入れですよ。確かに、家庭内のことですから、外からは見えないわけだけど、未然に防ぐ手だてみたいなものを今、太田委員からもありましたけど、そういういろんな症例というか事例というか、そういうものからして、こういふときにこうきている、原因説明みたいなものまで積み立てていけばできるんじゃないかと思うん

です。そういうものを何かのPRというかアピールというか、家庭内に入るとのことじゃなくて、一般広告的なところで未然に防げることはないものでしょうかね。起きてからの結果、対策じゃなくて、その辺、何かありませんか、予防というか。

深田生活安全部長 一応蓬原委員の予防ということでお受けいたしたいと思えますけど、確かに、そのようなところは、処理する私どもも、なかなか本当に何でこんなことになるのかなというのを常に考えるところがございます。そして県下各所から毎日報告がございますが、何でこんなに多いのかなというのが実感でございます。個人的な見解で大変申しわけないんですけども、先ほど言いましたように、20代、30代の方が非常に多いということがございますが、

あくまでも個人的でございますけれども、今、20代、30代の方というのは、結婚されるときに仲人さんがほとんどいないんですね。ほとんど99%じゃないかなと思うんですけど、前であれば、ちょっとそういう夫婦で何かいろいろあれば、先ほど言いましたように、防ぐ手だてで仲人さんに御相談する。これが頼まれ仲人であろうとも、仲人さんということでの効力といいますか、力を発揮する部分もあったのかなと思うんですけども、今の方はそれが全くございませんので、一つにはそういう面もあるのかなと個人的には考えております。以上でございます。

新見委員 大きな2番の(2)に、DV被害者保護支援ネットワーク会議というのが記載してありまして、これに参加しているという御報告でしたが、この会議のほかの参加団体等々がどういったところがあるか、あと、どういった活動をされているかをちょっと教えてください。

深田生活安全部長 DV被害者保護支援ネットワーク会議でございますけれども、これは国と県、それからNPO法人等々が入っております。国でありますと、法務局の人権擁護課、労働局の雇用均等室、県でありますと、生活・協働・男女参画課、こども家庭課、障害福祉課、精神保健福祉センター、中央福祉こどもセンター、教育庁の学校教育課、そして県警本部の生活安全企画課でございます。そのほかに、県の医師会等からも参加してもらっております。それから、男女共同参画センター、被害者支援センター、NPO法人のハートスペースMというのがございますけれども、ここからも会議に参加してもらっておりまして、ここで先ほど言いましたような、いろいろ防止のためのもろもろの手段、現状をそれぞれ認識し合うというようなことで会議をいたしております。それから、当然ですけれども、被害者の保護措置、こういうことについても、会議で連携をとり合っております。

上久保交通部長 先ほどの重点整備地区の予算の関係でちょっと説明不足がございましたので、説明しておきます。この2地区につきましては、平成20年度から3年間、国の補助事業ということで整備しております。以後につきましては、県単事業予算ということで行くと。ちょっと説明不足でしたので、以上でございます。

西村委員長 ほかにないでしょうか。ないようでしたら、その他で何かございませんでしょうか。

蓬原委員 ちょっと初歩的なことを教えてください。運転中の携帯は当然いけないわけですが、信号でとまりますよね。そのときに、携帯のメール、誰から着信があったかなとか、あるいは緊急の場合、そこで例えば赤信号が1分だ

とすると、手短に簡潔に電話していいのかどうか、これはどうなんですか。

上久保交通部長 運転中ということで、運転中は停止中も含むかというお話だろうと思えますけど、停止中については含まないと解釈しております。

蓬原委員 大事なところなので、確認です。それは思いがけず時間が長引いたときには切ればいいわけですがけれども、停止中だから、赤信号のときにはメール見るなり電話してもいいと、もう一回確認です。

上久保交通部長 そのとおりでございます。説明は今のとおりですけど、やはりいつ信号機が変わるかわかりませんので、ハンドルを握っておる途中は……、ということをお願いしたいと思えます。

蓬原委員 よくわかりました。次です。私も一回経験があるんですけど、高速道路で事故等に遭遇した場合 自分が起こした事故じゃなくて、高速を小林に向かって走っていきまして、思いがけず前に中央分離帯に当たってとまっていた車があったんです。ハンドルはよけられたんですけど、連絡してあげようと思って110番に電話するんだけど、どこかに転送されて、何かえらい時間がかかって。私は知らなかったんですが、9810でいいんですかね、何か番号がありますよね、短縮番号が。それを知らなかったんです。次のサービスエリアに行って初めて、ここに何かあった場合は電話くださいとあって、ここにすればよかったのかということなんですけど、練習するわけにいかんものですから、どうなのかということをお聞きしておきたい。みんなこれは意外と知らないんです。

上久保交通部長 ちょっと確認させてください。それと、委員のほうから高速道路の事故と

いうことで、ちょっと補足で説明いたしますけれども、全国の交通事故は減少しております。発生件数、死亡事故も減っておりますけれども、高速道路だけは相当増加しております。ことし10月末現在ですけれども、高速道路だけで9,000件、死亡事故が192人の対前年比35人増加ということで、22%ふえておりますけれども、従来、高速道路では、車対車の事故が多かったんですけれども、最近は車対人という事故の形態が多い。事故現場で道路上にいてはねられる、道路上で口論してひかれるというような、従前なかったような交通形態が発生しております。電話番号については、ちょっとお待ち願いたいと思えます。

蓬原委員 2人乗り自転車、タンDEM自転車、あれは早く対応していただきまして、私がお礼を言うのもあれですけど、自転車関係の人たちが大変喜んでおりまして、西都では早速これに取り組んでおります。私、また地元のほうで、何とかこのタンDEM自転車を観光等々に生かそうと思って、今、手配をどうにかならないかということでやっているところでございます。早い対応に関係者の皆さんが感謝しておりましたので、幕合いを利用してお礼を申し上げておきたいと思えます。ありがとうございました。

上久保交通部長 ちょっと高速道路のほうの電話を今調べておりますけれども、一つは、110番であればいずれの県警でも受信します。例えば鹿児島と宮崎の境であれば、どちらかの県警が110番を受信します。受信したところで、相互で連絡をとり合って対応いたしますので、一つは110番をしていただければと思っております。

清山副委員長 その他の質問ということで、今、衆議院総選挙期間中ですけども、非常に重要性の高い選挙なんですけど、この選挙におい

て、違反取締本部というのを立ち上げていると思うんですけども、どういう体制でどういうふうに関候補者の違反を取り締まられているのか。公職選挙法の違反って県議会は聞いてはダメなんですか。

横山刑事部長 違反取り締まりの体制について御説明をしたいと思います。突如の解散でありましたけれども、解散を受けまして、警察本部では、警察本部長以下、県下の全警察署を含めまして、選挙違反取り締まりに従事しております。警察本部では、本部長以下300数十名の取り締まり体制でありますし、県下各警察署においては、それぞれの警察署に取締本部を設置いたしまして 13警察署でありますけれども

合わせまして約1,500名程度の体制で、昼夜を問わず違反取り締まりを実施することとしております。具体的な取り締まりにつきましては、公職選挙法で定められておりますとおり、厳正公平な違反取り締まりを実施するということで、期間等も特に定めることなく、解散後、取り締まりを徹底して行うということで行っております。細かな取り締まり要領等については、差し控えさせていただきたいと思っております。

清山副委員長 警察本部の非常に大事な任務の一つでありますし、非常に重要な選挙ですので、それをどう取り締まっておられるかというところを議会がチェックしてはいけないという決まりはないと思っておりますので、一応お聞きしました。どうぞよろしくお願いいたします。

上久保交通部長 高速道路での電話ですけれども、委員のほうからありましたのは、道路緊急ダイヤル 9910、これは道路の破損や落下物等がある場合は緊急連絡でお願いいたしますという電話でございます。交通事故等があった場合は、110番でしていただいたほうが早期に対応で

きるかなと思います。あと、高速道に緊急電話がございますけれども、これは道路管理者のほうに通報が行くようになっております。一番いいのは、110番をしていただいたのが対応できるかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

蓬原委員 確認しておきます。また遭遇するといけませんので。ひとり相撲で、例えば路肩にぶつかって、車がひっくり返って1人が大変な状況にある、あるいはけがしている場合もあるかもしれません、中央分離帯もあるかもしれません。早く撤去してあげないと、来た人がぶつかってしまう。私もそういう状況だったんですけど、その場合は、9910ですか、110番ですか。

上久保交通部長 事故ですので、110番していただきたいと思っております。

西村委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 ないようでしたら、それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時10分再開

西村委員長 委員会を再開いたします。

企業局の本委員会への報告事項について、局長並びに関係課長の説明を求めます。

濱砂企業局長 企業局でございます。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、一言お礼を申し上げます。

先月11月17日に、高原町の後川内におきまして、平成24年度の緑のダム造成事業記念植樹祭

を開催いたしました。県議会からは、当委員会の西村委員長さんに御出席をいただきました。また、地元選出の丸山議員にも御出席をいただきました。御多忙の中、また足元の悪い中でありましたけれども、まことにありがとうございました。

当日の朝は、あいにくの雨でありましたけれども、植樹祭が始まるころには雨も上がりまして、来賓の方々のほか、地元高原町と野尻町の小学校4校の児童、先生方、それから保護者の方々に御参加をいただきまして、無事に植樹を行うことができました。

今後とも、緑のダム造成事業や山林の果たす役割、さらには、企業局が行っております事業への理解を深めていただくことなどを目的といたしまして、毎年このような植樹祭を開催してまいりたいと考えております。

それでは、本日御報告させていただきます項目について御説明させていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次をごらんください。

企業局では、今回議案はございませんが、その他の報告事項といたしまして、「平成24年度各事業の上半期の状況」のほか、先ほど申し上げました「緑のダム造成事業記念植樹祭」、それから工業用水道施設で実施いたしました「企業局施設見学ツアー」の3件について御報告させていただきます。

私のほうからは、次のページ、資料の1ページで、平成24年度各事業の上半期の状況について御説明を申し上げます。

上半期の概況につきましては、電気事業、工業用水道事業が目標を上回りまして、地域振興事業は下回っております。

なお、収益的収支につきましては、3つの事

業ともおおむね順調に推移しております。

まず、電気事業であります。ダム地点の降雨量が平年を上回ったこと、あるいは効率的な発電に努めましたことなどにより、供給電力量は目標を達成しております。

具体的には、(1)の上半期の事業実績に記載しておりますとおり、供給電力量は、目標3億5,461万5,000キロワットアワーに対しまして、実績が4億3,489万1,000キロワットアワーとなりまして、達成率122.6%となっております。

また、(2)の上半期の収益的収支でありますけれども、事業収益は、目標が44億1,237万2,000円に対しまして、実績24億5,849万8,000円となりまして、55.7%の執行率、事業費は、目標41億6,581万6,000円に対しまして、実績が20億389万4,000円となりまして、執行率48.1%となっております。

次に、工業用水道事業であります。一部ユーザーへの給水が増加したことなどによりまして、常時使用水量は目標を達成しております。

具体的には、(1)の上半期の事業実績にありますとおり、常時使用水量は、目標が840万5,000立方メートルに対しまして、実績が896万5,000立方メートルとなりまして、達成率106.7%となっております。

(2)の上半期の収益的収支につきましては、事業収益が、目標3億4,473万2,000円に対しまして、実績が1億8,028万6,000円となりまして、執行率52.3%、事業費が、目標3億1,420万5,000円に対しまして、実績が1億735万2,000円となり、執行率34.2%となっております。

次に、地域振興事業でございます。

天候不順の影響等によりまして、利用者数が目標を下回っております。

具体的には、(1)の上半期の事業実績にあり

ますとおり、ゴルフ場の利用者数が、目標1万7,700人に対しまして、実績が1万4,543人となりまして、達成率82.2%、約2割の減であります。

このように、利用者数は目標を下回りましたが、指定管理者からの納付金は定額となっておりますので、事業収益は、(2)の上半期の収益的収支にありますとおり、目標2,735万2,000円に対しまして、実績が1,408万9,000円、執行率51.5%で、ほぼ計画どおりとなっております。

また、事業費は、目標2,546万6,000円に対しまして、実績が1,021万9,000円となりまして、執行率が40.1%でございます。

利用者が減少しておりますので、指定管理者と連携を図りながら、利用者の増に向けまして、一層努力していかなければならないと考えておるところでございます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

緒方総務課長 それでは、お手元の資料の2ページ以降を御説明したいと思います。

まず、電気事業の業務状況について御報告いたします。

(1)の事業の概況の 供給電力量をごらんいただきたいと思いますが、5月は目標を下回っておりますけれども、そのほかの月は降雨量に恵まれまして、上半期計の欄にありますとおり、目標に対する達成率は、先ほど局長の申しましたとおり、122.6%となっております。

その結果、 の電力料金収入の実績は、上半期計の欄にありますとおり、22億6,200万円余となりまして、目標に対して8,500万円余の増、達成率は103.9%となっております。

昨年度と比較いたしますと、供給電力量の実

績が増加しているにもかかわらず、電力料金収入が減少しておりますけれども、これは、ことし3月の九州電力との料金交渉によりまして、売電料金が結果的に下がったことによるものでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

(2)の経理の状況であります。

の収益的収入及び支出のアの収入をごらんいただきたいと思います。

まず、営業収益は、電力料を中心に順調に確保できております。

また、財務収益でございますが、予算額に対し81.6%の収入率になっております。これは、九州電力の株式配当金を、予算ベースでは昨年の半額の25円で予算化したことと、6月に1株当たり20円の配当があったことによるものでございます。

なお、九州電力の厳しい経営状況から、11月の九電配当金はゼロ円となっております。

それと、下から2番目の事業収益でございますが、執行済額は24億5,800万円余で、予算額に対する収入率は55.7%となっているところでございます。

次に、イの支出をごらんいただきたいと思います。

営業費用のうち、修繕費の執行率が15.3%と低くなっております。これは、天候が比較的安定します下半期に集中して工事を実施するためであります。

その他の科目の執行率は、おおむね50%前後となっております。下から2番目の事業費の執行済額は20億300万円余で、全体の予算額に対する執行率は48.1%となっております。

また、ウの収支残でございますが、上半期では4億5,400万円余の黒となっているところで

ざいます。

4ページをごらんください。

の資本的収入及び支出であります。これは、事業収益を上げるために必要な資本等に係る収支をあらわすものでございます。

まず、アの収入でございます。

貸付金返還金は、一般会計から6億円、工業用水道事業会計から4,000万円余、地域振興事業会計から900万円余を予定しているところでございますが、執行済額の400万円余は、地域振興事業からの半期分の返還金でございます。そのほかの償還は年度末を予定しております。その結果、下から2番目の資本的収入でございますが、予算額に対する収入率が0.8%となっているところでございます。

次に、イの支出であります。

一番上の建設改良費の執行率が24.4%と低くなっておりまして、これは、修繕工事と同様に、天候が比較的安定します下半期に集中して工事を実施するためであります。

貸付金は、一般会計への貸付金で、年度末に支出予定となっております。

下から2番目の資本的支出でございますが、執行済額が5億2,500万円余で、全体の予算額に対する執行率は24.1%となっております。

5ページをごらんください。

工業用水道事業会計についてであります。

まず、(1)の事業の概況であります。の給水状況をごらんいただきますと、上半期計にありますとおり、旭化成の給水量が当初の計画よりも増加したことによりまして、常時使用水量の目標に対する達成率は106.7%になったところでございます。

その結果、の給水料金収入の実績でございますが、上半期計の欄にありますとおり、1

億6,300万円余となりまして、目標に比べて300万円余の増、達成率は102.2%となっております。

6ページをごらんください。

(2)の経理の状況であります。

の収益的収入及び支出のアの収入をごらんいただきたいと思っております。

まず、営業収益は、給水収益を中心に順調に確保できております。

また、主に受取利息であります営業外収益でございますが、資金運用により着実に収益が確保できておりまして、下から2番目の事業収益は、執行済額の欄でございますが、1億8,000万円余で、予算額に対する収入率は52.3%となっているところでございます。

次に、イの支出であります。

営業費用のうち修繕費の執行率が3.8%と低くなっておりまして、これは、主要な修繕工事を先ほどと同様、下半期に計画しているためであります。

下から2番目の事業費の執行済額は1億700万円余となりまして、全体の予算額に対する執行率は34.2%となっているところでございます。

また、ウの収支残でございますが、上半期では7,200万円余の黒となっております。

7ページをごらんください。

の資本的収入及び支出のアの収入でございますが、資本的収入はございません。

次に、イの支出であります。

建設改良費の執行率が1.2%と低くなっております。これは、天候が安定する時期に行う舗装工事など、主要な改良工事を下半期に計画しているためでございます。

また、借入金償還金は、一般会計及び電気事業会計への償還を年度末に行うために、現時点で執行済額はございません。

下から2番目の資本的支出の執行済額は700万円余で、全体の予算額に対する執行率は5.5%となっております。

8ページをごらんください。

地域振興事業会計でございます。

まず、(1)の事業の概況であります。のゴルフコース利用状況をごらんいただきますと、ゴルフ場間の競争激化に加えまして、今年度は非常に雨が多かったことや台風の接近等によりまして、オールキャンセルやコースの閉鎖が相次ぎまして、上半期計の欄にありますとおり、目標に対する達成率は82.2%となっているところでございます。

の施設利用料収入の実績は、指定管理者からの納付金1,200万円余であります。

9ページをごらんください。

(2)の経理の状況でございます。

の収益的収入及び支出のアの収入をごらんいただきたいと思っております。

主に指定管理者からの納付金でございます。営業収益と受取利息であります。営業外収益を合わせた事業収益は、下から2番目の執行済額の欄でございますけれども、1,400万円余で、予算額に対する収入率は51.5%となっているところでございます。

次に、イの支出であります。

営業費用のうち人件費の執行率が低くなっております。これは、新規採用者が担当者となったことによりまして、人件費が予算より抑えられたことによるものでございます。

また、修繕費につきましては、下半期に工事を計画していることから、執行済額はございません。

下から2番目の事業費の執行済額でございますが、1,000万円余で、執行率が40.1%となつて

いるところでございます。

また、ウの収支残でございますが、上半期では300万円余の黒となっております。

10ページをごらんください。

の資本的収入及び支出のアの収入でございます。

出資金返還金がありますけれども、これは、公益法人改革に伴いまして、県が出資した700万円を今後10年間で財団から返還してもらうものでございます。今年度70万円を予算化しておりますが、収入は年度末を予定しております。

次に、イの支出であります。

建設改良費の執行率が24.5%となっておりますが、これは、受電設備の取りかえ工事を下半期に計画しているためでございます。

下から2番目の資本的支出の執行済額が700万円余となりまして、全体の予算額に対する執行率は30.8%となっているところでございます。

24年度の各事業の上半期の状況については以上でございます。

続きまして、緑のダム造成事業記念植樹祭について御報告いたします。

資料の11ページをお開きいただきたいと思っております。

1の概要にありますとおり、企業局では、発電事業に係るダム上流域の未植栽地等の取得、植林を行う「緑のダム造成事業」を実施しておりますけれども、その事業の一環として、毎年、記念植樹祭を実施しております。

ことしは、先月17日に、新たに取得いたしました高原町後川内の山林を会場に、地元の高原町や小林市野尻町の小学校の児童、保護者、そして西村委員長を初め来賓の方々など、総勢121名で植樹祭を実施したところでございます。

当日は、植樹祭が始まる前には雨も上がりま

して、来賓、児童代表による記念植樹の後、参加者全員で山桜や高原町の木でありますタチバナなどの植樹を行ったほか、太陽光パネル等を使って新エネルギー事業の紹介などを子供さん方にしたところでございます。

参加いただいた子供さん方ですけれども、「自分が大人になったときにどれくらい大きくなっているのかが楽しみです」とか「木を植えることの大切さ等を感じることができた」といった感想をいただきまして、この植樹祭を通じまして、山林の果たす役割、木を育てる大切さを実感していただいたものと考えております。

なお、参考といたしまして、12ページに緑のダム造成事業の内容等を記載しておりますが、本事業の実施によりまして、2のところに書いてありますとおり、23年度までの6年間で、一番下でございますが、279.5ヘクタールの未植栽地を取得いたしまして、このうち105.9ヘクタールに現在植林をしているところでございます。

また、3の事業効果の(3)でございますけれども、植林や下刈り作業で延べ7,696人の地域の住民の方々に業務に従事していただくなど、中山間地域における雇用創出にも貢献できていると考えているところでございます。

今後とも、この事業を計画的に進めまして、水源涵養機能の高い針広混交林を造成していくことによりまして、引き続き、山林の荒廃防止とか環境保全への貢献に努めてまいりたいと思っているところでございます。

説明は以上でございます。

本田工務課長 委員会資料の13ページをお開きください。

企業局施設見学ツアーについて御報告いたします。

まず、1の概要にありますように、細島工業

団地の企業に給水を行っております工業用水道事業の役割についての理解を深めることを目的といたしまして、地元小学生を対象に、工業用水道施設等の見学会を実施いたしました。

今回は、11月27日、北部管理事務所等で、日向市立寺迫小学校及び日向市立美々津小学校の4年生を対象に実施したところでございます。

5の内容でございますが、工業用水道施設見学を行い、受水企業であります第一糖業株式会社の工場見学も行いました。

左の写真は、浄水場内にあります沈殿池の見学の様子で、右の写真は、同じくポンプ室の見学を行っている様子でございます。

参加した子供たちは、熱心にメモをとったり数多くの質問をするなど、非常に意欲的で、社会科学習としても大変有意義であったと考えております。

なお、報告事項ではありませんが、お手元にこのようなパンフレットをお配りしております。青い水色のパンフレットでございます。

このパンフレットは、小水力発電の導入を支援するため、水力発電の特徴、小水力発電適地の代表例、経済性などを、わかりやすく説明した内容として作成いたしました。市町村等に対するPRに活用し、小水力発電の理解を深めてまいりたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

西村委員長 それでは、執行部の説明が終わりました。質疑はございませんか。

太田委員 資料の3ページのところで、九電からの配当の説明がありましたが、11月はゼロ円とかいうことでしたかね。これは将来の見込みですけど、来年とか 九電のほうも今、料金を引き上げるということで経産省のほうに申請を出しているようですけど、職員さんの賃金

も下げないかんというようなこともあって、なかなか経営が大変だろうとは思いますが、配当の見込みはどうですかね。これはゼロ円として将来も見てもおかないかんのかどうか。

緒方総務課長 今、委員のお話がありましたとおり、今、九州電力の経営が非常に厳しい状況にあります。したがって、今年度の下半期の配当はゼロ、来年度につきましても、非常に厳しい状況がありますので、来年度予算では、配当金はゼロで組まざるを得ないのではないかと、いうふうに思っているところでございます。

瀧砂企業局長 補足しますけれども、いい悪いは別としまして、原発次第で大きく経営が変わるようで、不足したことによりまして九電の場合、全部で500数十万キロワットの出力規模があるんですが、不足しましたので油とかLPガス等で経費が上がってコストアップしますね。その関係で、単純に計算しますと、1日10数億当たり経費がふえておると。今回の赤字でも、ほとんどは燃料代ということでございます。したがって、原発がどうなるかによって大きく収支が変わる見込みですよね。ですから、そこ辺の動きをよく見ていく必要があると思うんですが、なかなかそうすんなりとはいかんかなという気もしますけれども、いずれにしても、なかなか厳しい状況ではないかというふうに考えております。

太田委員 わかりました。すると、2ページのところで、いわゆる九電との交渉事項がありますね。毎年、電力料収入の関係の買い取ってもらう価格の交渉があるわけですけど、総括原価方式ということで、企業局側の内容を見られてお互いの力関係だろうと思うんですが

今言ったような今度は九電側の将来の経営が厳しいからということで、それが色濃く企業

局の料金収入の決定に影響が出てくるのかなという気がしたので、その辺はどうですかね。

瀧砂企業局長 電力会社が一般消費者に供給する際の電力料金、今回値上げが出ていますけれども、あれも総括原価方式です。あつちは広告費とかいろいろなものが入ってしまっていて、寄附金とか、いろいろ物議を醸した部分があります。我々の場合は、純粹に必要な電力を再生産するために必要な経費、人件費とか減価償却とかということが基本でありますので、大きな変動はないと思うんです。必要な経費は認められると。ただ、来年予定しておいた修繕をちょっと先延ばししないとか、あるいはもう少し切り詰めてくれとか、そこ辺のやりとりは当然ながら出てきます。

太田委員 わかりました。結局こっち側の、いわゆる企業局側の総括原価方式の厳然たる事実をもって交渉には応じることができるということですね。

それと、緑のダムですけど、12ページに宮崎県の地図があり、その中に赤マークがついております。取得面積が279ヘクタールということですが、この赤マークのところは、全て企業局が買い取ったということですね。

緒方総務課長 この赤で囲んでいるところは、その水系の対象地域 この地域で未植栽地があれば購入ができますという対象地域でございます。

太田委員 わかりました。最後に、企業局としては、地域振興事業というのを持っておられるわけですが、電気事業とか水道事業だったらわかるんですが、そういう県民の健康づくりとかいう使命も持って、地域の振興のためにという思いでこういう事業をつくられたと思うんです。ほかの県でも、このように企業局がこうい

う地域振興事業をほとんどが持っておられるんですかね。それとも、宮崎県がある程度これにやってみるということにされたのか。

新穂経営企画監 県で電気事業を行っているところは、全国に26あるわけですがけれども、その中で、一緒に今やっている事業というのは、工業用水道事業をやっているところが比較的多いんです。それ以外の事業ということで、観光事業、こういったことをやられている事業者もあります。ちょっとここで正確な数字はわかりませんが、例えば、電気事業をやっているところでゴルフ場もやっているというようなところが、宮崎を含めて6県ほどございます。それ以外に、レジャー施設、そういったところも一部運営されているところがあるというふうには聞いております。

太田委員 わかりました。別にやるなという意味ではなくて、そういう使命を持ってやっているということですね。それぞれのところで、特色を生かして、わかりました。よろしいです。

蓬原委員 2つの事業については非常にいい状況で、地域振興が悪いと。雨が降ればもうかる事業、雨が降ったらもうからない事業という、二律背反の事業を抱えているという大変なことだと思っているんです。それはいいとして、九電の電気料金の改定、今後 今、原発の話も出ましたが 当然電気利用料金を上げる方向にいくだろうし、逆に、こういう企業局みたいな九電に電気を売る業者については、買い取りの価格を下げる圧力がかかってくるんだろうというふうに思うわけです。この電気料金の改定というのは大体、今、九電さんとはどういうスパンでされているんでしょうか。

新穂経営企画監 九電との売電交渉というのは、2年置きにやっております、24年度、25

年度の料金を23年度に了承しましたので、次は、26年度、27年度の料金を、25年度に交渉するということになります。

蓬原委員 そうなったときに、当然今の脱原発、卒原発、即時廃止というようなことで、今休止している2基の原発が動かないとなれば、当然九電さんも自分の経営も考えないといけないだろうし、内部合理化にも限界がやっぱりあるんでしょう。ただ850万の給料を600万に下げるとか、いろいろ努力はされているようだけど、見込みとしては、企業局としては、対九電さん、お買い上げいただいている九電さんとの交渉というのは、非常に厳しい局面が考えられるということになります。あと1年以上あるとはいえ、ちょっと強固な、タフな交渉体制をとっておかないと大変かなという気がするんですが、今度は逆に企業局の経営に響いてくる。今さっきの修繕費を延ばすとかあるわけですから、間接的には企業局にもそういういろんなエネルギー政策が影響してくるわけですね。そのあたりの覚悟のほどをお聞かせいただきたい。

濱砂企業局長 九電との交渉もそうですし、今の一番気にしているのは電力改革、これがどういう方向で進むのか。今までは、我々は卸供給事業者と電気事業法では言っていて、一般電気事業者である九電に対して長期に安定的に電力供給するというので、随意契約でやってきたわけです。それは法律上認められておったんですが、これを随契をなくして一般競争入札でやれと、いわゆるPPSと言われるいろんな新電力がどんどん入ってくると。そうすると、入札ですから、入札というのは、基本的に1年とか2年とか、短期間のそのときの相場で値段を決めるとかいう、それが基本のやり方と思うんです。そうした場合に、今は電力不足で電力

が厳しい事情にありますから、こっちにとって、売り手側にとって有利な価格で売れるということもあるかもしれませんが、これが少しまた事情が変わりますと、今度は買い手市場になりまして、向こう側にとって有利なとか、そこ辺があって、いわゆる変動しますと非常に困るわけです。水力というのは、もともと雨の量にも影響されますし、初期の投資が大きくて、その回収に非常に長い時間を要するとか、そういうのがありますから、私たちにとっては、やっぱり長い時間に安定した電力、そんなに高くなくていいから、要するに、長い期間、安定した料金で買ってほしいというようなことがありまして、非常にそういうことで、いろんなことを含めながら、なかなか難しい時代になったなというふうに考えています。したがって、今の改革の動きが最終的にどういうことに落ち着くのかというのをしっかり見きわめなければなりません。それに応じて、我々も情報収集しながら、全国の公営電気とも連携しながら、対応を適切に決めていかないかというふうに思っています。

蓬原委員 企業局のこの経営が非常によくて、一般会計のほうにもそれなりの貸し付けというか、それができるような非常に優良な状況にあるわけですから、それが経営的におかしくなるといっても非常に大変だし、ぜひそういうことで頑張ってくださいと思います。参考までにお聞きしますが、九電さんが自前で発電するもの以外に外部から買っておられる

例えばこの企業局のように 割合というのは、九電の中でどれくらいあって、その外部から買っておられる中に占める宮崎県企業局の電力量の割合というのは、納入業者とっていいのか、納入電力業者としての割合、いわゆる

スタンス、比重、比率、立ち位置、これはどういうところにあるんでしょうかね。

白ヶ澤電気課長 平成23年度の九州電力さんのほうの発電電力量というのが925億キロワットアワー、そのうち、他社から205億キロワットアワー購入されたというふうな記録になっております。

蓬原委員 この205億の中の宮崎県企業局としての納入の割合はどの程度ですか。

白ヶ澤電気課長 今言ったのは九州全体です。その中で今回は宮崎県企業局は、約5億数千万キロワットアワーだと思います。23年度、5億5,000万キロワットアワーですね。約2.5%になります。

喜田開発企画監 ちょっとデータは違いますが、今回、九州電力が値上げ申請に使ったデータの中で見ますと、九州電力は、年間に173億キロワットアワーの電気を購入するということになっております。その中で企業局が販売する電力は、年間約5億キロワットアワーでございますので、この率で計算しますと、約3%程度が宮崎県企業局から購入するということでございます。

蓬原委員 またまた話を発展しますが、割合としては非常に少ないんですね。企業局さんが納入している割合というのは、いわゆる外部から買う分の多く見ても3%、2.5%、あとはどういうところから買っておられるんでしょうかね。いわゆる売電事業者はほかに何かあるのか、大まかなところは、わかったら参考までに教えてください。

喜田開発企画監 九州電力が購入しています大口の購入先としては、電源開発があると思います。ちょっとその内訳は今手元にはございませんが、あとは他社の電力会社からの融通という

ことでございます。ちなみに水力発電だけで申しますと、九州電力は一応年間17億キロワットアワー購入する計画でございまして、本県から5億ですから、そうなると、水力発電に関していえば、3分の1近くが宮崎県企業局から購入しているということになるかと思えます。

西村委員長 ほかにはないでしょうか。

ないようですので、その他の事項で何かありませんか。

清山副委員長 少し考えがあるんですけども、九電の電力料金は、個人別だと8.数%、企業だと14.数%値上げになるので、相当県内経済も打撃を受けると思われます。この値上げの算定の根拠やら九電の中の経営合理化等、適正にされているのかというのは、今の国のほうでそれを審査しているのかなと理解しているんです。だから、宮崎県がどうこう言っても権限はないのかなと思うんですけども、ただ、最低限しかるべき説明があるべきだと思うんですが、それは県執行部のほうにそういう説明をされているのか。僕は、県の組織では企業局が一番その辺の話がわかる組織なのかなと思うんですけども、そうした話は九電のほうからございますか。

瀧砂企業局長 中間配当がゼロになる話と、今回値上げ申請しましたという話が、九電から私どもにも来ましたし、執行部のほうにも来ておると思えます。ただ、その詳しい内訳とか、こうだから何%とか、そういう話まではちょっと伺っていなかったと思えます。

清山副委員長 非常に県としても、県民に対して説明する責任、もしくは九電に対して説明を求めていく必要があるかと思うんですが、今後、そうした九電からの説明やら中身について、県に対してあるんですかね。それは求めて

いらっしゃるんでしょうか。

瀧砂企業局長 値上げは来年4月からの予定ですよね。今おっしゃったように、経産省で審査中でございますが、公聴会等もあるようでございますが、それが最終的に落ち着けば、当然我々も詳細な説明を求めたいと思っています。当然執行部のほうにも来るはずですよ。

清山副委員長 非常に県民からも不安の声があって、その内訳はわからないし、また、原発がとまることで本当にそうなっているのか、それとも、中には値上げは原発を推進するためのブラフだとかいうようないろんな情報が錯綜しているんで、その際には、ぜひ議会のほうも説明を求めていきたいなと思うんです。どうぞよろしく願いいたします。

あと一つだけ細かい質問をいいですか。川原町のほうに企業局の駐車場というのが結構広いんですけども、あれってどういうふうに使われているのか。

緒方総務課長 川原の駐車場は、今、企業局職員の職員駐車場という形で使っているところでございます。企業局の場合、電力の総合制御ということで、夜間にもずっと職員がおって交代勤務しており、必要があるということで駐車場を確保しているところでございます。

太田委員 今回の清山副委員長の関連なんですが、こういう電気料金の交渉の中においては、基本的な九電と企業局との関係は、いわゆる企業局側の総括原価方式でしたかね、そのことについては、ガラス張りで見られて、そして交渉されると。そして、企業局のほうは、九電の、相手方の総括原価方式等の内容については見ることはできないというか、それは交渉の対象外であるというような感じで今まで聞いていたわけですよ。それで、それはそうだろうかと、九

電側のそういう経営の状況、克明な総括原価方式等の内容については、経産省のほうで克明にそれはチェックされて、いろんな問題があれば指摘されるだろうというふうに思っているわけですが、清山副委員長が言われるように、私たちから見たら、そうはいつでも、九電側の本当にそうなのということは聞きたくないようなことでもあるわけですね。それで、それは法律的な形でだめなものはだめというふうになるかもしれませんが。というのは、原発の問題でも、原発を休止したからどうこうだということと、原発が存在したばかりに、その原発の維持費とかいろんなものが電気料金に反映されているのであれば、今、休止しておるわけですから、原発に関する経費、維持経費みたいなものは本当は外してほしいなという感じはするわけです。それはできないだろうとは思いますが、国民から見た場合に、先ほど言った寄附金の問題とか、あれはちょっとだめよねというのがあると思います。原発の維持費が、つくったばかりに経費がかかっているんだよというのは、何か国民から見たら、ちょっとそれは度外視して計算してほしいなという感じもするわけで、そんなちょっと県民から見た場合、九電側のそういうきちとしたものを出してほしいなという感じはしますけど。ということで、いろいろ賛否両論ある立場からのそういう希望なんですけど、そういう思いはあります。

濱砂企業局長 ちょっと補足しますけれども、いわゆる電気料金、これについては、経産省と電気事業者との間の関係ということで、我々が何のかの言う立場ではありません。私たちはまた、九電との関係におきましても、我々は企業ですから、経営ですから、執行部ではございませんので、先ほど副委員長おっしゃったような

ことは、当然執行部のほうで、いろいろ県行政として要求したりとか要望したりとか、あるいは説明してくれというような要請をしたりとか、これは行政側のやることだと思っています。我々は参考として、それは聞くべきことは聞くということ、そういう立場であります。

西村委員長 ほかにないでしょうか。

ないようですので、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分再開

西村委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、教育長の説明を求めます。

飛田教育長 教育委員会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お礼を申し上げたいと思います。

11月10日に行われました「交差する歴史と神話 みやざき発掘100年」記念イベント並びにシンポジウムの開催に際しましては、中野副議長並びに西村委員長を初め、多くの委員の皆様にご臨席いただき、まことにありがとうございました。

教育委員会では、このようなイベントなどを通して、本県の歴史や神話、伝承等を広く発信し、郷土を知り、郷土を誇りに思い、郷土を愛する心を育てたいと思いますので、県議会の皆様方には、引き続き、御支援と御指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元の文教警察企業常任委員会資料と表紙に書きました資料をお願いいたします。表紙をお開きくださいませ。開いていただ

くと、左側に目次がございます。

今回御審議いただきます議案は、議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」の1件であります。

次に、議案以外の議会提出報告は、「損害賠償額を定めたことについて」であります。

また、その他の報告事項といたしましては、「県立高校生の就職状況について」並びに「みやざき特別支援教育推進プラン(案)」について」など、4件につきまして説明させていただきます。

私からの説明は以上であります。引き続き、関係課室長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

西村委員長 教育長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

入倉財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。

議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」についてであります。

平成24年度11月補正歳出予算説明資料の財務福利課のインデックスのところ、57ページをお願いいたします。

補正額につきましては、左から2列目、補正額の欄にありますとおり、497万4,000円です。

1枚おめくりいただきまして、59ページをお願いいたします。

上から5行目、(事項)高等学校等生徒修学支援基金事業費です。

同じ行の左から2列目、補正額の欄にありますとおり、497万4,000円の増額をお願いするものであります。

「高等学校等生徒修学支援基金事業」は、財務福利課で行います高校生に対する育英資金貸与事業と、文化文教・国際課で行います私立高等学校等の授業料減免事業などを実施しているものであります。

今回、文化文教・国際課で行っております私立学校を対象とする「高等学校等就学支援金」事業の支給基準の変更が行われ、これに伴う国からの交付金を基金に積み増しするものであります。

財務福利課については以上であります。

西立野学校政策課長 学校政策課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の61ページをお開きください。

学校政策課の補正額といたしましては、400万円の増額補正でありまして、補正後の額は、右から3列目にありますように、11億8,147万6,000円となります。

その内容につきましては、63ページをお開きください。

(事項)高校教育充実事業費の1の新規事業「県立高等学校校務支援システム構築事業」で、緊急雇用創出基金を活用した事業であります。

詳細につきましては、先ほどのお手元の常任委員会資料で御説明いたします。常任委員会資料の2ページをお開きください。

初めに、1の事業の目的であります。

国のIT戦略本部による「新たな情報通信技術戦略」の教育分野の取り組みでは、授業における効果的なICT活用の促進と、成績処理などの校務の情報化による事務の効率化により、教員が生徒と向き合う時間を確保できるなど、学校教育の情報化を推進することとなっております。

このため、現在、本県において、各県立学校で個々に運用している校務支援システムを、標準的なシステムとして構築し、生徒の個人情報を一括管理することにより、校務の効率化を図るものであります。

次に、2の事業の内容であります。校務支援システムを構築するため、委託した企業が技術者を雇用し、平成24年度に基本設計、平成25年度に実施設計及び開発を行うものであります。

(1)のシステムの内容であります。全日制、定時制、通信制の3つの学校タイプ別に、(2)のシステムのメニュー項目にありますような生徒の個人情報を一括管理するシステムであります。

次に、債務負担行為の追加についてであります。

定例県議会提出議案の6ページをお開きください。

6ページの一番下の「県立高等学校校務支援システム構築事業」であります。先ほど御説明いたしましたとおり、今年度にシステムの基本設計を、来年度に実施設計及び開発を行いますことから、構築に要する期間が年度を越えるため、債務負担行為を設定するものであります。

説明は以上であります。

西村委員長 ただいま議案に関する執行部の説明が終わりました。質疑はございませんか。

清山副委員長 県立高等学校校務支援システム構築事業について、財源は緊急雇用創出事業臨時特例基金を使われるということなんですけど、これは委託する企業が新しく技術者を雇用するという理解でよろしいのでしょうか。

西立野学校政策課長 そのとおりであります。

清山副委員長 その雇用に当たっては、この基金を活用するに当たって、雇用する人は何か

制限がありましたか。半年か1年以内に失業するなり何なり、その辺はクリアされているのでしょうか。

西立野学校政策課長 現在失業中の人でありまして、雇用期間は1年が限度というふうになっております。1年更新であります。

清山副委員長 失業されている技術者を雇用して、このシステムを構築するということで、何かちょっと難しい、どうせならばらしいシステムを構築していただきたいんです。失業している技術者に限られているというところが何か矛盾するような気もするんですけれども、この基金を活用できるのであれば、うまくやってください。以上であります。

西立野学校政策課長 緊急雇用でIT人材等にそういう職を求める人たちを雇用したいと考えておりますが、現在、宮崎市内でも、例えば、そういうIT関連の人材育成業務をやっている会社等もありまして、そういう求職者も現在いるというふうに聞いております。そういう中で、そういうITにたけた会社で、人材育成と同時に、こういう校務システムを開発してもらおう。当然その会社のそういうプロの人たちもバックアップしてもらいますので、両方の趣旨というか、両方の意図を狙ってやりたいと考えております。

横田委員 この校務支援システムですけど、これまでこういうシステムは全くなかったのかということと、全ての県立高校に配備されるのかをちょっとお聞かせください。

西立野学校政策課長 これまで各学校では、それぞれそういう情報教育にたけた教員が学校独自にやっております。約半数の学校がそういうのを持っておりますけれども、統一性はありません。情報にたけた先生が異動した場合は、

後に来た人がまたそのシステムが違ふとかで、それぞれ四苦八苦している状況があります。それをまずは高等学校40校で標準化を図ろうという考えであります。

横田委員 全校に配備するんですか。

西立野学校政策課長 来年度はシステムの開発、そして26年度に高等学校5校を、全日制、総合学科とか普通科、定時制、通信制、それぞれ1校ずつ5校で試験運用を始めまして、27年度から、中等教育学校を含む高等学校40校で全面实施を予定しております。以上です。

蓬原委員 今のシステム構築事業ですが、会社の決定はどういう手続で行われるんですか。

西立野学校政策課長 今から企画書等を示してもらって、入札で県内やらの企業に。

蓬原委員 この前、警察に、成り済ましてしたか、コンピューターを使った、外部から侵入して、その人があたかも脅迫メールを送ったかのようなという事件がありました。11月の閉会中の常任委員会の調査において、宮崎県警察本部が、それを想定するソフトをつくって、コンピューターを3つ使って、こうやって外部からできるんだよということの実演があったわけです。いわゆるほとんどこういうソフトというのは外部に委託しないとできないんでしょうけれども、今おっしゃるように、宮崎県内全部の高校に一律したソフトが出回るわけですね。そのウイルスバスターのかけ方にもよるんでしょうけれども、いろんな意味で細心の注意をおきませんか。例えば失業した技術者がどんな方か、それはわかりませんが、もし意図的であれば、この個人情報、県立高校の全ての子供たちの情報が入ってくるわけで どこに就職するかとか だから、そういう意味では、この取り扱いについて相当慎重にやっておかないと、

こういう時代ですから、どこでどういう事態が出てくるかわからないので。そのことについては、企業の選定なり、あるいは技術者がどんな経歴を持ってどんな方なのか、あるいはこの使い方がどういうことなのか、学校内で閉鎖された空間でのコンピューターのネットの使い方なのか、外部との接続がどこかでできるのか等々含めて、ひとつ慎重に対応していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

西立野学校政策課長 そういうセキュリティー部分も十分気をつけながらやっていきたいと思います。先ほど、私、入札と言いましたけれども、こちらがいろいろ仕様を示して、こういうシステムで開発してほしいということで、コンペ形式ということでやりたいと思います。ちょっと訂正をいたします。

太田委員 今のことに関してですが、学校現場が具体的にどういうふうになっているかわかりませんが、今、パソコンとか、そういったものに詳しい人が個人的にやっていた情報管理でやっていたとかいう話も聞きましたが、パソコン等なんかは家に持ち出すことができるし、それはもちろん禁じられているとは思いますが、USBとかあんなものにぽっと取り込んで持ち帰りができるとか、そういう時代になっているものですから、確認なんです、このシステムというのは、そういう持ち出し、パソコンの何かあれをやって持ち帰るとかというようなことじゃなくて、学校とかに固定的につくられるような意味なんでしょうか、ちょっとその辺を。

西立野学校政策課長 現在でも、各学校に対しては、情報セキュリティーとしてパスワードをかけたり、USB、持ち出しは原則禁止しております。どうしても持ち出す必要がある場合

同ページ右段に訂正発言あり

には、学校長の許可を受けて、パスワードをしっかりかけているかどうか、そういうのも確認しながらやってもらっております。今回の場合も同様で、校務クラウドシステムということで、全学校共通のシステムですので、一元管理すると、もしそういうのを持ち出すということは、原則禁止です。必要がある場合には、現在と同じように、学校長の許可を得て、必要最小限というふうに考えております。以上です。

太田委員　そういうこと、持ち出しは原則禁止とか、その辺は確立されているとは思いますが、そういうところをさらに厳格にということになるかと思えます。先ほど、雇用の問題が出てきましたけれども、確かに失業者を雇用するというのでやったわけですから、そういう成果も、入札によって、1年間、2年間なりの事業の中で、雇用されましたよねということが確認されなきゃいかんだろうと思うんですよね。ただ、言われるとおり、失業されている人の中にも、すぐ即応できる人たちが確かにたくさんいらっしゃると思えますが、ある会社に委託が決まって、その会社のこれまでやっていた人がこれを担当して、しかし、担当するから手薄になった部門に失業者を採用するというのもややあってもいいのかな、そういう緩やかなものはあってもいいのかなという気はするんですよね。失業者の方が即これを担当するんだということではなくて、こっちに、この業務をやってもらいますよ、そのかわり失業者をその関係でふやしていますよねという形があれば、それもいいのかなと思えます。ただ、国の緊急雇用の考え方もあるかと思えますので、要するに、雇用が確実にふえているということの確認がされればいいのかなという感じはいたしました。

西立野学校政策課長　今御指摘の点は、こち

らの担当者も派遣しながら、一緒に業務を確認しながらやっていきたいと考えております。

新見委員　このシステムは、要するにクラウドを使ってという話でしたが、将来的に40校になるんですけども、他校の情報、これを別の学校で見ることができるんですか。そこはブロックがかかっているんですか。

西立野学校政策課長　一括管理方式ですから、当然セキュリティは高いレベルで管理する。それとあわせて、現在考えているのは、県の教育ネットひむか内にサーバーを設置して、県内の各学校からしかアクセスできないようにする。しかも、暗号化通信方式を採用してやる。そして、各学校を利用する先生方にはユーザー認証を与えて、そういうよその学校にはアクセスできないようにしたいと考えております。

新見委員　それとこの中身については、当然生徒たちがだんだん入れかわりますので、変更はないと思うんですが、管理する項目に追加なり変更が起こったときのシステムの変更はどういった体制でやられるんでしょうか。

西立野学校政策課長　来年2月から再来年の1月にかけてシステムを開発しまして、26年度、5校で試験運用をします。そういう中で、不足している部分とかそういうのも追加修正しながら、そして27年度から全面稼働して、システムを引き渡しされた後は、1年間は瑕疵担保期間として、そういう不足部分も追加修正しながらやっていきたいと考えております。

蓬原委員　同じ質問のようですが、卒業しますよね。学校から卒業していった場合、この情報はどうなるんですか。消されるんですか。

西立野学校政策課長　当然在籍がなければ削除していくことになって、次の新入生の情報を新たに入れていくことになるかと思えます。

太田委員 今に関連してですが、実は障害年金なんかの関係で、その子供さんがどういう生活をしていたかとか、その子供さんの成績がどうだったかというのが、後になって兎相とかあぁいったところで重要になってきます。何年卒業、その学校の成績の状況なんかがあって、証明を受けて年金をもらうことができた人もあるんですね。だから、その辺の関係で、卒業したら全部削除とかいうことじゃなくて、ある程度成績みたいなものは残すところがあるんじゃないかと思うんですが。

西立野学校政策課長 それにつきましては、指導要録として20年間保存することになっておりますので、指導要録として、20年間はそういう成績等も出席、そういう状況等も含めて、紙ベースで保存します。

太田委員 もう一回確認ですが、20年間、紙で残す部分はきちっとあるわけだけど、電子的な記録としては、卒業したら落とすということですね。

西村委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

梅原総務課長 総務課でございます。損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

恐れ入りますけれども、別冊の平成24年11月定例県議会提出報告書をお願いいたします。白表紙の薄い冊子でございまして、青色のインデックス、別紙1というのがありますが、めくっていただきまして、右側の5ページになります。

県有車両による交通事故の事案でございます。

平成24年8月6日に、総務課職員が県有車両を民間の駐車場内に駐車し、ドアを開放したまま運転席隣に置いていましたバッグをとろうとしていたところ、駐車場の傾斜のためドアがさらに開放状態となりまして、隣に駐車してあり

ました相手方車両のドアに接触させたものであります。損害賠償の額は5万4,500円、専決年月日は平成24年11月9日でございます。

総務課の報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

川畠教職員課長 教職員課でございます。同じく、損害賠償額を定めたことにつきまして御報告いたします。

今お開きの同じ報告書の4ページの一番下の欄をごらんいただきたいと思います。

県有車両による交通事故の事案でございます。

平成24年7月24日に、県教育研修センターの駐車場内におきまして、教職員課職員が県有車両を駐車するため、バックで発進した際、後方に駐車してあった相手方車両に接触したものでありまして、損害賠償の額は5万1,713円、専決の年月日は平成24年11月9日でございます。

なお、今回の件を踏まえまして、これまで以上に、交通安全につきまして、職員全体への注意喚起を図ったところでございます。

教職員課の報告は以上であります。よろしくお願いたします。

西村委員長 報告事項に関する執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 ないようですので、次に、その他の報告事項のほうに移ります。その他の報告事項に関する説明を求めます。

西立野学校政策課長 常任委員会資料の3ページをお開きください。

県立高校生の就職状況につきまして御説明いたします。本年度最初の報告となります。

1の平成24年10月31日現在の就職内定状況につきまして、上の段、左側、24年度の欄をごらんください。

平成25年3月卒業予定者は、男女合計で8,102人であります。

その下の段にありますように、就職希望者は、県内希望者が1,472人で、これは就職希望者の約58%に当たります。県外希望者は1,072人で、これは就職希望者の42%となっており、合計で2,544人の生徒が就職を希望しております。

10月末の就職内定者数につきましては、県内が775人、県外782人、合わせて1,557人となっております。

就職内定率で見ますと、県内が52.6%、県外が72.9%、全体の内定率は61.2%でありました。

2の過去の就職内定状況との比較のグラフをごらんください。

一番下の段、左側、平成24年度9月末の就職内定率は34.9%と、昨年度より5.3ポイント低い状況からスタートしましたので、非常に心配しておりましたが、9月中旬に受験した生徒の結果がわかりますのが、10月に入ってからということも多くありまして、10月末の内定率は61.2%と、9月末に比べて大幅に伸びております。

教育委員会といたしましては、これまで、県内主要経済団体等への新規学卒者等のための求人要請や在京経営者会議に対し、本県出身生徒の求人枠拡大要請をするとともに、さらに、教育長、教育次長を初め学校政策課全員で、学校からの要望の多い県内企業83社を訪問し、求人の確保・拡大を要請いたしましたところであります。

今後とも、ハローワーク等の関係機関や学校と密接な連携をとりながら、就職内定率の向上に努めてまいりたいと思います。

説明は以上であります。

武富特別支援教育室長 常任委員会資料4ページをお願いいたします。

「みやざき特別支援教育推進プラン」(案)に

ついてでございます。

まず、1のパブリック・コメント結果についてであります。

9月の常任委員会で御説明いたしました素案につきまして、(1)概要の にありますとおり、9月25日から10月24日までの30日間、県民への意見募集を実施いたしました。

実施に当たりましては、 にありますとおり、県立図書館や県発達障害者支援センターなど、保護者の皆様にも幅広く閲覧が可能となるよう、閲覧場所に配慮いたしまして、 にありますとおり、37名の方から100件の御意見をいただきました。

の御意見への対応につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、(2)周知方法につきましては、 と にありますとおり、学校、関係機関、報道機関等への周知及び情報提供に努めますとともに、 にありますとおり、新聞、ラジオ、テレビにより、広く県民の皆様への広報にも努めたところでございます。

申しわけありませんが、資料をかえていただきまして、別冊1の「パブリック・コメントに対する対応について」をお願いいたします。

この資料は、パブリックコメントに対する県教育委員会の考え方を整理したものであります。

まず、表紙の四角囲みの中をごらんください。

1、実施と結果の概要につきましては、先ほど御説明いたしましたとおりであります。

いただきました御意見を、2の提出された意見の区分毎の件数にありますとおり、(1)から(12)までの12区分に整理いたしましたところ、(4)の発達障がいへの対応についての御意見が22件と最も多く寄せられたところでございます。

表紙をおめくりいただき、1ページをごらんください。

表左側から、区分、整理番号、素案における関連ページ、御意見の要旨、件数、御意見を精査した上での修正の有無、そして最後に、これらの御意見を今後どのように反映させ取り組んでいくのかという県教育委員会の基本的な考え方を記載しております。

全ての御意見についての説明は省略させていただきますが、最も御意見の多かった発達障がいへの対応について御説明いたします。

申しわけありませんが、4ページをごらんください。

縦の列、左から2つ目、整理番号20番から5ページの29番までが、発達障がいへの対応についての御意見となっております。

主なものを申し上げますと、整理番号23番が、7件と最も多かった中学校における支援体制の充実に関する御意見、5ページの整理番号27番から29番が、高等学校進学への対応についての御意見となっております。

発達障がいのある児童生徒への対応につきましては、今回のプランの中でも重要な課題として捉えておりますので、各学校における支援体制の充実や中学校と高等学校の連携の強化、発達障がいを含めた障がいの多様化に対応した特別支援学校のあり方等について検討を進めていくという県の考え方をお答えしております。

いただいた御意見を分析し、検討を行った結果、「修正してほしい」との御意見はなく、実現を期待するものや、施策を具体化する際に、意見が反映されるよう配慮してほしいとの御意見でありましたので、最終的には、特段修正が必要な箇所はないとしたところでございますが、これらの貴重な御意見については、全て今後の

施策等の推進の参考にさせていただきたいと考えております。

なお、このパブリックコメントに対する対応につきましては、県ホームページに掲載する予定としております。

申しわけありませんが、常任委員会資料の4ページにお戻りください。

一番下にあります2「みやざき特別支援教育推進プラン」(案)についてでございます。

プラン(案)につきましては、別冊2としてお配りしておりますが、パブリックコメントによる素案の修正箇所はないことから、プラン(案)につきましては、素案からの内容の修正なしで報告させていただいております。

なお、今後につきましては、本日の委員会において御意見をいただきました後、12月の定例教育委員会において、「みやざき特別支援教育推進プラン」として決定し、年内を目途に公表することとしております。以上でございます。

川島教職員課長 教職員課でございます。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

「教職員の資質向上実行プラン」の策定につきまして検討を進めておりましたが、このたび素案がまとまりましたので、その概要を御説明させていただきます。

先に、2の策定までの今後の予定以下を御説明させていただきます。

本日の委員会での御説明後、12月中旬から1月中旬まで、パブリックコメントを実施する予定としております。その後、2月定例県議会の常任委員会におきまして、再度御説明をし、3月の定例教育委員会にプラン決定の付議をしてまいりたいと考えております。

それでは、素案の概要につきまして、別冊3で御説明いたします。別冊3「教職員の資質向

上実行プラン」(素案)をごらんください。

まず、表紙の裏側になりますが、目次をごらんください。

本プランは、第1章が「教職員の資質向上実行プラン」とは?」、第2章が「現状と課題」、第3章が「基本的な考え方」、第4章が「教職員の資質向上のための具体的な取組」、第5章が「プランの推進に向けて」で構成しております。

右側のページ、「期待される教職員であるために」の中ほどに記述しておりますが、当然のことではありますが、子供たちにとって、学校における最大の教育環境は「教職員」でありますので、教職員の資質向上を図ることは、極めて重要な課題であると考えているところでございます。

では、1ページと2ページをお開きください。

第1章は、プラン策定の趣旨であります。

上半分にございますように、教職員の資質向上につきましては、平成19年度から23年度まで、「教職員人材育成プラン」により推進してまいりましたが、「第二次宮崎県教育振興基本計画」が昨年6月に策定され、「教職員の資質向上」は、その施策の一つとして位置づけられたところでございます。

次に、下半分にありますように、本プランは、「学び続けよう。子どもたちの豊かな未来を切り拓くために」をスローガンに、今後の教職員の資質向上に向けた基本的な考え方や具体的な取組み内容を示したものであり、「教育振興基本計画」の「教職員の資質向上」を具体化する実行プランであります。プランの計画期間は、平成28年度までの5年間としております。

次に、3ページをごらんください。

第2章「現状と課題」であります。

ここでは、「1 本県教職員を取り巻く現状と

課題」について御説明いたします。

(1) 本県教職員の年齢構成では、本県教職員は、20歳代が極端に少なく、40歳代及び50歳代が約7割を占めております。

今後見込まれます経験豊かな教職員の大量退職に伴い、すぐれた人材の確保と、ベテラン教職員の経験や知識、技能を若手教職員等へ継承していくための方策を講じる必要があります。

また、年齢構成の偏在化や学校の小規模化によりまして、教職員が校内でお互いに学び合いながら成長していくといった同僚性が発揮しづらい環境になってきていることから、職場内での学び合いを積極的に進める必要があります。

さらに、将来の管理職を計画的に育成する観点から、中堅教職員の段階から学校組織マネジメント力を身につけていくための方策を講じる必要があります。

このほか、4ページでは、(2) 求められる教職員の資質や姿勢と(3) 管理職のマネジメント力の向上、5ページでは、(4) 教職員が抱えている仕事上の不安や悩み、6ページでは、(5) 対応が求められる新たな教育課題について述べております。

少し飛びますが、11ページをごらんください。

このような「本県教職員を取り巻く現状と課題」等から、これまでの取り組みで不十分であったことや、新たに対応が必要な課題等につきまして、7つの重点課題として整理いたしました。

1点目は「豊かな人間性と高い専門性を有する優れた人材の確保」、2点目は「若手教職員の育成及びベテラン教職員の経験・知識・技能の継承」、3点目は「同僚性と組織マネジメントを生かしたOJT いわゆる職場研修のことでありますが の推進」、4点目は「教職員生活全体にわたって学び続けようとする意識の高揚」、5点

目は「コンプライアンスの推進」、6点目は「管理職のマネジメント力向上」、7点目は「教職員の働きやすい職場環境づくり」であります。

次に、13ページをごらんください。

第3章「基本的な考え方」であります。

ここでは、15ページに示しております「2 求められる教職員像」について御説明いたします。15ページをごらんいただきたいと思います。

下の図にありますように、「求められる教職員像」といたしましては、今回特に「学び続ける姿勢」を強く打ち出したところであり、「愛情」と「情熱・使命感」が土台となって、絶えず「学び続ける姿勢」を持って、「高い専門性」「幅広い社会性、倫理観、人間性」「マネジメント力」を教職員が身につけていくことをイメージしております。

次に、19ページと20ページをごらんください。

第4章「教職員の資質向上のための具体的な取組」であります。

左から順に「現状と課題」「7つの重点課題」「4つの柱と48の具体的な取組」の関係について、全体像を示しております。

では、20ページのほうで、幾つかの具体的な取組について御説明いたします。

まず、「施策の内容1 優れた人材の確保」であります。1 養成段階における大学との連携推進」の(1)教員を希望する学生等に対する体験機会の充実及び新たな学びの場の検討としまして、教員を希望する学生や指導力を高めたい臨時的任用講師等を対象としまして、実践的指導力を身につけるための新たな学びの場を検討いたします。

次に、「施策の内容2 専門性や社会性向上のための取組の充実」であります。1 専門性向上のためのOJTの推進」の(1)管理職や

先輩教職員からの学びや同僚間の学び合い、校内研修等の推進としまして、OJT推進のための手引の作成、OJT推進研究校の指定、管理職を対象にしたOJT推進に係る研修について検討いたします。

少し下になりますが、同じ項目の「5 研修体系の見直し」としまして、校外研修につきまして、研修の充実及び重点化を図りながら、研修体系の整理と再構築を行ってまいります。

次に、「施策の内容3 学校の組織力向上のための取組の充実」であります。学校組織マネジメントを向上させるため、管理職や主幹教諭、指導教諭及び主任級職員等のマネジメント力について、効果的な研修の実施や教職員評価制度の活用を通して、その向上を図ってまいります。

次に、「施策の内容4 能力を発揮できる環境の整備・充実」であります。1 教職員の働きやすい職場環境づくりの推進」の(2)学校全体で取り組む「ワン・アクション運動」の推進としまして、各学校で多忙感をやりがいや充実感に変えるためのさまざまなアイデアを出し合い、効果的な取り組みを推進しますとともに、(3)教職員一人一人が取り組む「ワン・トライ運動」の推進としまして、教職員一人一人がこれまでの自分の業務遂行を振り返り、目標を持って業務改善に取り組むことによって、スキルアップを図ってまいります。

最後に、53ページをごらんください。

第5章「プランの推進に向けて」であります。

本プランの推進に当たりましては、本プランが「教育振興基本計画」の「教職員の資質向上」を具体化する実行プランでありますことから、基本計画の施策評価におきまして、本プランの毎年度の進行管理を行うこととしております。

なお、本プランにつきましては、パブリック

コメントの実施のほかに、今後、学識経験者や企業関係者、並びに保護者、学校関係者、市町村教育長の代表からの意見聴取も考えているところでございます。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

田村スポーツ振興課長 第67回国民体育大会についてでございます。

常任委員会資料の6ページをお願いいたします。

国民体育大会は、都道府県対抗で開催されます総合体育大会でございます。男女総合成績であります天皇杯得点の高い都道府県から順位がつけられるものでございます。

天皇杯得点は、ベスト8以内に入賞した各競技に与えられる競技得点と、国体に参加することによって与えられる参加得点を合計したものでございます。

今大会では、1に示しておりますように、本県の天皇杯得点は794.5点、順位は37位となりました。

2には、平成15年度第58回大会からの天皇杯順位及び競技得点の推移を示しておりますが、参加点であります400点を除く今大会の競技得点は、一番右側にありますけれども、394.5点でありました。

その内訳を3に示しております。

競技得点を種別ごとに昨年と比較しますと、成年男子、成年女子、少年男子で得点を減らしております。

また、合計の欄の下になりますが、成年種別と少年種別との比較では、成年種別が142点、少年種別が252.5点で、約4対6と少年の得点比率が高くなっております。

4には、入賞競技を団体競技と個人競技に分

けて示しております。

(1)になりますが、団体競技では、旭化成柔道部を中心とする柔道成年男子の初優勝、ゴルフ女子の2年連続の2位、ハンドボール少年男子の4位など、7競技8種別で入賞があり、153点を獲得いたしました。

昨年と比べますと、3競技4種別、125点の減となっております。

次のページをお願いいたします。

(2)になりますが、個人競技におきましては、カヌー少年男子カナディアンシングル200メートルの松田選手、同じくカヌー少年女子カヤックフォア200メートルの原田、中武、上原、石川選手、ウエートリフティング成年男子56キログラム級クリーン&ジャークの高尾選手、馬術少年ダービーの児玉選手、空手道少年男子組手の西村選手の優勝を初め、10競技44種目で入賞がありまして、昨年を上回る241.5点を獲得したところでございます。

今大会では、目標としておりました「競技得点410点」にはわずかに及びませんでした。「天皇杯順位30位台」は達成することができました。

大会に参加された監督・選手の皆さんには、「チーム宮崎」を合い言葉に、最後まで粘り強く競技していただいたことに、心から感謝しているところでございます。

今後も、競技スポーツの推進に向け、検証を重ねながら、さらに安定した競技力を維持できますよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

西村委員長 その他の報告事項に関する説明が終わりました。委員の皆様からの質疑はありませんか。

横田委員 特別支援教育推進プランについて

お尋ねしますけど、パブリックコメントで100件の御意見をいただいたということですが、全て素案の文案の中にそれが表現されているから、修正は要らないということですね。このいただいた100件の御意見を参考にするとということでしたけど、具体的にどういう形で参考にすることになるのでしょうか。

武富特別支援教育室長 プランの策定に当たりましては、できるだけ多くの人の御意見とか御要望への対応ということを第一に考えてまいりました。それで、国におきましては、平成22年度から文科省の中央教育審議会のほうにおいて、約3年間、検討してまいりました。そのことをずっと思ってまいりました。それから、このプランを策定するに当たりましては、県内約9,000人にアンケートを行いまして、7,000人から回答を得まして、そのことを踏まえております。それから、この策定に当たりましては、ヒアリングも行いまして、21の関係団体の皆様からいただいた意見をもとに策定いたしております。全方位的に可能な限り、どこかに関係する記述があるように努力してまいったと思っています。その結果、いただいた御意見につきましては、取り組んでほしいということでありましたけれども、内容の変更等には至らなかったというふうに思っております。具体的には、来年度からの事業におきまして、早速このプランに基づいた内容が盛り込まれるような事業を計画しているところでございます。

横田委員 わかりました。今度は、教職員の資質向上実行プランについてですけど、23ページの一番下の(6)ですけど、再任用制度の在り方の検討、退職者を再任用するということが書いてありますけど、今現在、宮崎県の教職員の採用試験は非常に難しく、若い人たちがな

かなか通らないという現状があると思うんです。再任用をしたらもっと厳しくなるんじゃないかという気がするんですけど、そこらあたりはどうなんでしょうかね。

川畠教職員課長 再任用制度についてのお尋ねでございますが、御承知のとおり、年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられていっている状況でございます。既に本県では、知事部局初め教育委員会におきまして、再任用制度を導入してやっていますところでございます。さらに、国のほうでは閣議決定されているんですけども、再任用を義務化ということで、進めるような方向にございます。委員のおっしゃるとおり、私どものほうでも、やはり新規採用職員の確保ということも非常に大事に思っております。学校現場、特に小学校、中学校等では、若い先生方と子供たちが触れ合うことの重要さもあるかと思しますので、非常に重要と思っております。そういう中で、一方、60定年を迎えた方々の年金が出ない時期もございまして、そこについては、国のほうも義務化ということでやっていくふうにございますので、なるだけそこが両立するような形で進めていけばと思っております。ちなみに申しますと、定年退職者の人数が、今先ほど現状と課題で御説明しましたとおり、今後、小学校を中心に大量に退職する時期が来ようかと思っております。そういう中で、もちろん再任用を希望する方もふえてくると思うんですけれども、新規採用職員の拡大のほうも鋭意努力いたしまして、委員のおっしゃるような方向で、新規採用職員の拡大も図っていければと思っております。

横田委員 大変悩ましいことですけど、よろしく願います。わかりました。

太田委員 特別支援教育推進プランの関係で

すが、パブリックコメント等の中では、発達障がいの方がよく出ておりましたと、それは特別文言は変えなかったけれども、そこに注視しながら今後やっていくということですから、それはそれでいいと思います。発達障がいというのが本当に私たちの時代わからなくて、振り返ってみると、もしかしたらあの子は発達障がいだったのかなと、みんなから殴られたりもしたけどねというような、かわいそうな思い出がいっぱいあるわけですね。だから、そういった不幸がなくなるように、みんなが発達障がいのことを知っていくということが非常に大事なのかなと思ったり。このパブリックコメントの中に、感覚過敏とかいう言葉がありましたかね。あんまり聞いていないものですから、この感覚過敏とか、そういう発達障がいというのは、例えばどんなものがあるんですかね。

武富特別支援教育室長 例えば、非常に聴覚が過敏でありまして、非常にちょっとした物音が気になって、そのことが頭から離れなくて、学習に集中できないといったようなことが例としてはございます。

太田委員 そのあたりとか、宮崎県で発達障がいのいろんな勉強会をやっていますね。新聞でもその報道がありました。その中に、自分が気分がどうもすぐれないということで、シャワーを浴びるのも40度以上ぐらいの熱いという感覚で浴びないと、ぬれることが嫌だという大人の人もしらっしゃったということであれば、さまざまな発達障がいというのがあるんだなということも 私も発達障がいかもしれないけれども お互いが理解し合うようになると、世の中がもっと優しくなるのかもしれないですね。それで、今まで何か俺以外の人間はみんな発達がおくれているというような感じで、何かその

尺度で見えてしまうと、どうも不幸が起こる可能性が高いなという感じがして、ぜひこの発達障がいのところは、みんながそれを知っていこう、そして手を添えていこうというような、何かそんな世の中になるといいかなと思って、このプランの中でそういうのが広まるといいと思います。

武富特別支援教育室長 おっしゃったように、感覚過敏等は、普通我々は感じる事ができませんので、非常に理解することが難しいということがございますので、学校だけではなくて、いろいろと福祉等関係機関と連携しながら、子供たちの実態を詳しく把握していきたいというふうに思っております。それから、あとつなぎということが大事でございまして、幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校へという、その情報の伝達をきちっとすることが非常に大事だと思っておりますので、このプランにおきましては、そのことを特に大切にして整備していきたいというふうに考えております。

清山副委員長 教職員の資質向上プランの最後の51ページなんですけれども、「特色ある学校づくりや学校組織の活性化を図る観点から、民間企業や行政等からの管理職の任用の在り方を引き続き検討します」ということですが、延岡の支援学校というのは、元銀行の方が来られている例がありますよね。ここの書きぶりだと、任用のあり方は引き続き検討ということで、非常にぼかして書いてあるんですけれども、ここは、教職員以外からも門戸を広げて有能な管理職を登用していくというふうな、もうちょっと明確にできないものなのかなと思いましたが、いかがですか。

川畠教職員課長 現状をまず御説明しますと、

民間企業からは、今、副委員長お話がありましたように、延岡しろやま支援学校、4月から副校長に民間の方を登用しているところでございます。それ以外に、行政からと申しますか、学校事務職であった方につきまして、現状たしか2名ほど小学校の校長に過去任用して、今も継続してやっていただいている状況がございます。そこ辺につきましては、また引き続き、ここに学校事務職は書いておりませんが、そういったことで進めていきたいと思っております。それから、ここの書きぶりにつきましては、一つございますのが、やはり民間からの副校長任用ということにつきまして、今度の4月で、初めてのことでございました。延岡しろやま支援学校におきまして、今、民間の副校長の方、一生懸命頑張っているわけですが、やはり取り組みをされている内容、その現状等につきまして、今後、十分検証しまして進めていく必要があるかと思ひまして、一応このところは、副委員長おっしゃるような、少し慎重な書きぶりをいたしたところでございます。そういうふうな検証を進めながら、今後の取り組みについては、改めてまた検討していこうというふうな考え方でございます。

清山副委員長 ケース・バイ・ケースだと思いますけれども、事例はまだ少ないので。ただ、原則としては、私はその方向でおかしいところはないかなと思ひますので、引き続き、慎重にやっていってください。

あと、このページの(2)で希望降任制度の適切な運用とあるんですけれども、これは管理職等の適性や意欲等に課題が出てきた場合、希望降任制度の適切な運用ということは、これは本人が希望しない限り、降任させることはできないということですか、確認ですけど。

川畠教職員課長 希望降任制度につきましては、今、副委員長のおっしゃったとおりでございます。本人が校長であつたり教頭であつたり、実際いろんな問題がございまして、本人の適性の問題、ないしは健康上の問題もあろうかと思ひますが、希望を申し出て降任を認めるという制度でございます。そのほかに、一般的な分限による降任制度がございまして、これは地方公務員法に基づく分限による降任でございます。これは任命権者側が適性なり云々の確認、勤務状況の確認をしまして、どうしてもその任にふさわしくないという場合には、任命権者側が降任させることもできる制度がございまして。

清山副委員長 制度が違うということで理解しました。ありがとうございます。

西村委員長 最後に私から1点よろしいでしょうか。先ほど、みやざき特別支援教育推進プランのときのパブリックコメントの話が出まして、先日、視覚障がい者の会に呼ばれましたときに、パブリックコメントのとり方、これは教育委員会だけの問題じゃないんですが、県がパブリックコメントをとったときに、視覚障がい者の方々が情報を知り得にくいのと、また回答がしにくいということがありまして、そのあたりは、この特別支援学校というのは、非常にその方々とも結びつきが強い機関ですから、どういうふうな工夫がなされたのか。ほかのパブリックコメントのとり方とはまた違うのか教えていただきたいと思ひます。

武富特別支援教育室長 パブリックコメントをとる前に、策定委員会等におきましては、委員の皆様方には、点字等に翻訳して資料等を差し上げたところなんですけど、パブリックコメントにつきましては、申しわけなかったんですけども、点字等の対応はできておりませんでし

た。

西村委員長 これは終わったことですから、あれなんですけど、これは本当に、終わった後に決められたことを知った障がい者の方というのは、非常にショックが大きいんですね。自分たちが意見を言えないうちに話が……。実際の利用者であったり関係者であったりする方々が、非常にそういう思いがあったものですから、次からぜひともこの分野に関しては、県、教育委員会以外もですけど、御配慮と、また、その回答の仕方に関しても十分配慮をいただくようお願いしたいと思います。

武富特別支援教育室長 障がい者団体、非常に多うございまして、各団体につきましては、団体の代表者の方にお会いいたしまして、そこを通して、できるだけ多く伝えていただくようにいたしました。それから、今、御意見いただきました視覚障がい者の方への回答の仕方については、今後ちょっと検討させていただいて、できるだけ多くの方に見ていただけるようにしたいと思います。

西村委員長 ほかになければ次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、次に、請願についてであります。

新規請願第26号「小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願」について、執行部からの説明はありますでしょうか。

梅原総務課長 特にはございません。

西村委員長 委員の皆様方からの質疑はございませんでしょうか。

ないようですので、次に、新規請願第27号「学

級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願」について、執行部からの説明はございますか。

梅原総務課長 特にはございません。

西村委員長 委員の皆様方からの質疑はございますでしょうか。

ないようですので、次に移ります。

新規請願第28号「全国一斉学力調査の廃止と教員免許更新制度の廃止について、国に意見書を求める請願」について、執行部からの説明はございますか。

梅原総務課長 特にはございません。

西村委員長 委員の皆様方からの質疑はございませんか。

ないようですので、新規請願第29号「ゆとりをもって子どもとふれあえるよう、教職員の増加を求めるとともに、障害の多様化に応じた手厚い人員配置を求める請願」について、執行部からの説明はございますか。

梅原総務課長 特にはございません。

西村委員長 それでは、委員の皆様方からの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 ないようですので、請願については、以上で質疑は終わりまして、その他で何かございませんか。

蓬原委員 全くその他なんですけど、県の運動公園、あそこで、土曜日、日曜日に大きな大会があるときの駐車場の話なんですけど、入るときはお金を取りませんね。出るときにお金を、駐車料金ですか、取っておられます。始まる時は、三々五々お集まりだから、余り混まないんだそうです。ところが、試合が一斉に終わると、そこに殺到して出て行くわけですね。そこ

で徴収されるから、出て行くのに物すごく時間がかかるといわけです。あれは入るときに取ったほうが非常に効率がいいんじゃないですかという御指摘をいただきましたが 約2カ月間、これを聞いて温めていましたけど この辺どうなんですか。何か方法はないかという御意見で、ごもっともだなと思ったものですから、この場でお聞きしていますが、いかがでしょうか。スポーツ振興という観点から、ここでお尋ねします。

田村スポーツ振興課長 ただいまの御意見については、私たちも、非常に利用される方たちに御迷惑をかけているなというふうには思っているところがございます。ただ、出口が限られておりまして、出た先がちょうど信号になっておりますことから、なかなかスムーズに出られない状況がございます。料金所を通過したとしても、信号のところととまってしまったり、それから料金の徴収につきましては、数が多くなった場合等については、料金徴収を早目に行うとか、そういう対応も検討は十分できるというふうには考えておるんですけども、いかんせん同時に出ますと国道がございますので、国道の出口でどうしても詰まってしまうという状況がございます。

蓬原委員 わかりました。その実態、自分が見ての話ではないので、自分でも見てみたいと思いますし、また、県土整備部にもそういう要望も届けたいと思っています。ありがとうございます。

西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 ないようでしたら、以上をもちまして教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時14分再開

西村委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。委員会審査の最終日に行うこととなっておりますので、あす5日に採決を行うこととし、再開時間を13時にしたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 以上をもちまして本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。

午後2時15分散会

平成24年12月5日（水曜日）

午後1時0分再開

出席委員（7人）

委員	長	西村	賢
副委員	長	清山	知憲
委員		蓬原	正三
委員		横田	照夫
委員		外山	衛
委員		太田	清海
委員		新見	昌安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	牧	浩一
議事課主任主事	田代	篤生

西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第24号及び第25号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第24号及び第25号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願の取り扱いでございますが、

まず、請願第26号の取り扱いはいかがいたしますか。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時3分再開

西村委員長 委員会を再開いたします。

それではお諮りいたします。

請願第26号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

西村委員長 挙手多数。よって、請願第26号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第27号の取り扱いについては、進めてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それではお諮りいたします。

請願第27号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

西村委員長 挙手多数。よって、請願第27号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第28号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時4分休憩

午後1時5分再開

西村委員長 委員会を再開いたします。

請願第28号につきましては、採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、請願第28号の賛否を

お諮りいたします。

請願第28号について、採択すべきものとする
ことに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

西村委員長 挙手少数。よって、請願第28号
は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第29号の取り扱いはいかがいたし
ましょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

午後1時6分再開

西村委員長 委員会を再開いたします。

それではお諮りいたします。

請願第29号を継続審査とすることに賛成の方
の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

西村委員長 挙手少数。よって、請願第29号
を継続審査とすることは否決されました。

ただいま継続審査とすることは否決されまし
たので、これからは採択または不採択のいずれ
かをお諮りすることになります。

ここで、新見委員にお伺いしますが、これか
らすぐに採決してもよろしいでしょうか。

新見委員 どうぞ。

西村委員長 異議ないようですので、それ
では、請願第29号の賛否をお諮りいたします。

なお、態度保留の場合は、退席したものとみ
なしますので、御了承ください。

請願第29号について、採択すべきものとする
ことに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

西村委員長 挙手多数。よって、請願第29号
は採択することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいた

します。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の
経営に関する調査」につきましては、引き続き
閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 御異議ありませんので、この旨
議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであり
ます。

委員長報告の項目として、特に御要望等はあ
りませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

午後1時9分再開

西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副
委員長に御一任いただくことで御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、そのようにいたしま
す。

次に、閉会中の常任委員会についてでありま
すが、来年1月22日火曜日に予定しております
ので、よろしくお祈りいたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 ないようですので、以上で委員
会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時10分閉会